

山口県報

平成 26 年
3 月 25 日
(火曜日)

目 次

条例	一
知事等の給与の特例に関する条例	一
民生委員の定数に関する条例	二
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	四
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	九
本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	九



知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県条例第一号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、山口県公営企業管理者及び常勤の監査委員の給料の特例)

第一条 知事、副知事、山口県公営企業管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十一年山口県条例第二十号)第四条の規定にかか

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例	一
山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	一
山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	一
山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	一
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	一
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	一
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	一
山口県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例	一
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	一
山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	一
子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	一
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	一
山口県営住宅条例の一部を改正する条例	一
山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県工業用水道条例の一部を改正する条例	一
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	一

山口県知事 村岡 嗣 政

ならず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

(教育長の給料の特例)

第二条 教育長の給料月額は、特例期間においては、教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和四十一年山口県条例第二十四号)第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
 - 2 一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の廃止
- 2 一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成二十五年山口県条例第二十八号)は、廃止する。

民生委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二号

民生委員の定数に関する条例

民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第四条第一項の民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

周防大島町	山陽小野田市	周南市	美祢市	柳井市	長門市	光市	岩国市	下松市	防府市	萩市	山口市	宇部市	市 町
一二一人	一五八人	三七三人	一〇六人	一〇七人	一三〇人	一二三人	四〇八人	一一五人	二四五人	二二三人	四四三人	三八九人	定 数

阿 武 町	平 生 町	田 布 施 町	上 関 町	和 木 町
二 二 人	三 三 人	四 四 人	二 三 人	一 八 人

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（山口県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正）

第一条 山口県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和二十四年山口県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「定数及び任期」を「委嘱の基準等」に改める。

第四条を第五条とする。

第三条中「特別の」を「、特別の」に、「委員の」を「、委員の」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とする。

第一条中「山口県社会教育委員（以下「委員」という。）」を「委員」に、「二十一人」を「二十人」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（委嘱の基準）

第一条 山口県社会教育委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

（山口県青少年問題協議会設置条例の一部改正）

第二条 山口県青少年問題協議会設置条例（昭和二十八年山口県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（委員）

第二条 協議会の委員の定数は、二十人以内とする。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

（会長）

第三条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第五条第二項及び第六条第二項中「学識経験が」を「学識経験の」に改める。

（山口県固定資産評価審議会条例の一部改正）

第三条 山口県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改め、「山口県固定資産評価審議会」の下に「（以下「審議会」という。）」を加える。

第三条を削り、第二条第一項を次のように改め、同条を第三条とする。
審議会に会長を置く。

第一条の次に次の一条を加える。

(委員)

第二条 審議会の委員の定数は、六人以内とする。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(山口県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部改正)

第四条 山口県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例(平成十一年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「委員」の下に「及び合議体を構成する委員」を加える。

本則中「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)」を「法」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「(公益を代表する委員の定数)」を付し、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第百八十五条第一項第三号及び第百八十九条第三項の規定に基づき、山口県介護保険審査会の公益を代表する委員及び合議体を構成する委員の定数を定めるものとする。

本則に次の一条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第三条 法第百八十九条第三項の条例で定める数は、三人とする。

(公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部改正)

第五条 公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例(平成十七年山口県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

題名中「地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める」を削る。

本則中「公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第四十四条第一項の」を「法第四十四条第一

項に規定する」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして、「(法第四十四条第一項の重要な財産)」を付し、同条の前に次の二条を加える。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、公立大学法人山口県立大学に係る重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項の重要な財産)

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、帳簿価額(現金及び預金にあつては、その額)が五十万円以上の財産(その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。)とする。

(山口県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第六条 山口県留置施設視察委員会条例(平成十九年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第三条の見出しを「(任期)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部改正)
 第七条 地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例(平成二十年山口県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める」を削る。

本則中「地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第四十四条第一項の」を「法第四十四条第一項に規定する」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして、「(法第四十四条第一項の重要な財産)」を付し、同条の前に次の二条を加える。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項の重要な財産)

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、帳簿価額（現金及び預金にあつては、その額）が五十万円以上の財産（その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。）とする。

(地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部改正)

第八条 地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例（平成二十二年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める」を削る。

本則中「地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の」を「法第四十四条第一項に規定する」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（法第四十四条第一項の重要な財産）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構に係る重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項の重要な財産)

第二条 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産は、帳簿価額（現金及び預金にあつては、その額）が五十万円以上の財産（その性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(山口県青少年問題協議会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に山口県青少年問題協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第二条の規定による改正後の山口県青少年問題協議会設置条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第二項の規定により、山口県青少年問題協議会の委員として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により山口県青少年問題協議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中「山口県心身障害児就学指導委員会」を「山口県教育支援委員会」に改め、「心身に」を削り、「就学指導に」を「教育支援に」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号。以下この号において「条例」という。）、山口県営改良住宅条例（昭和四十年山口県条例第三号。以下この号において「改良住宅条例」という。）及び山口県営特定公共賃貸住宅条例（平成九年山口県条例第三

号。以下この号において「特定公共賃貸住宅条例」という。）による事務であつて、次に掲げるもの

イ 条例第十五条第一項又は第四項（改良住宅条例第三条第一項及び特定公共賃貸住宅条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収のために必要な入居者（入居者であつた者（以下この号において「退去者」という。）を含む。以下この号において同じ。）若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

ロ 条例第十六条第二項（改良住宅条例第三条第一項及び特定公共賃貸住宅条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による敷金の還付のために必要な退去者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

ハ 条例第十七条第二項又は第四項（改良住宅条例第三条第一項及び特定公共賃貸住宅条例第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による修繕費用の徴収のために必要な入居者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

ニ 条例第十九条第三項（改良住宅条例第三条第一項及び特定公共賃貸住宅条例第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復又は損害賠償の請求のために必要な入居者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

ホ 条例第二十四条第三項の規定による金銭の徴収のために必要な退去者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

ヘ 条例第三十条第三項若しくは第四項（改良住宅条例第三条第一項において準用する場合を含む。）又は特定公共賃貸住宅条例第十条第三項の規定による金銭の徴収のために必要な退去者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

ト 条例第四十一条（改良住宅条例第三条第一項及び特定公共賃貸住宅条例第十三条において準用する場合を含む。）に規定する駐車場の使用料の徴収のために必要な入居者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

チ 条例第四十二条第二項（改良住宅条例第三条第一項及び特定公共賃貸住宅条例第十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する条例第三十条第四項の規定による金銭の徴収のために必要な入居者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第六号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の五中「下関市」の下に「宇部市」を加え、同表第一号の六中「周南市」の下に「山陽小野田市」を加え、同表第四号の次に次のように加える。

四の二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

萩市

イ 法第五条第三項の規定により届出を受理し、及び意見を付すこと。

ロ 法第六条第三項の規定による通知を受理すること。

ハ 法第七条第二項の規定による通知を受理すること。

ニ 法第七条第三項の規定による通知を受理すること。

ホ 法第七条第五項の規定により説明を求めること。

ヘ 法第八条第二項の規定による通知を受理すること。

ト 法第八条第四項の規定による通知を受理すること。

チ 法第八条第五項の規定による集計及び公表をすること。

リ 法第十三条の規定により提供を求め、又は意見を述べること。

又 イからりまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第十八号中「及び長門市」を、「長門市及び山陽小野田市」に改め、同表第十八号の五を削り、同表第十八号の四中「山口市」を「宇部市、山口市」に改め、「防府市」の下に「美祢市、山陽小野田市」を加え、同号を同表第十八号の五とし、同表第十八号の三を同表第十八号の四とし、同表第十八号の二中「山口市」を「宇部市、山口市」に改め、「岩国市」の下に「美祢市、山陽小野田市」を加え、同号を同表第十八号の三とし、同表第十八号の次に次のように加える。

十八の二 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この号において「法」とい

萩市及び美祢市

う。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第五条第一項の規定による届出を受理すること。

ロ 法第五条第三項（法第六条第三項、法第八条第八項及び法第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をし、及び同項の規定により縦覧に供すること。

ハ 法第六条第一項の規定による届出を受理すること。

ニ 法第六条第二項の規定による届出を受理すること。

ホ 法第六条第五項の規定による届出を受理すること。

ヘ 法第六条第六項の規定による公告をすること。

ト 法第七条第三項の規定による意見を述べること。

チ 法第八条第二項の意見書を受理すること。

リ 法第八条第三項の規定による公告をし、及び同項の規定により縦覧に供すること。

又 法第八条第四項の規定により意見を述べ、又は同項の規定による通知をすること。

ル 法第八条第六項の規定による公告をし、及び同項の規定により縦覧に供すること。

ヲ 法第八条第七項の規定による届出又は通知を受理すること。

- ワ 法第九条第一項の規定による勧告をすること。
- カ 法第九条第三項の規定による通知及び公告をすること。
- ヨ 法第九条第四項の規定による届出を受理すること。
- タ 法第九条第七項の規定による公表をすること。
- レ 法第十一条第三項の規定による届出を受理すること。
- ソ 法第十二条の規定により協力を求めること。
- ツ 法第十四条第一項の規定による報告の徴収をすること。
- ネ 法第十四条第二項の規定による報告の徴収をすること。
- ナ 法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- ライからナまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第十八号の十四を削り、同表第十八号の十五中「長門市」の下に「柳井市」を加え、同号を同表第十八号の十四とし、同表中第十八号の十六を第十八号の十五とし、第十八号の十七を第十八号の十六とし、第二十一号から第二十六号までを次のように改める。

- 二十一 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうちに掲げるもの（市町が管理する漁港の区域内に所在する農林水産大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。）
 - イ 法第三十一条の二第一項の規定による立入りをすること。
 - ロ 法第三十一条の二第二項の規定による通知又は公告をすること。
 - ハ 法第三十一条の二第五項の規定による損失の補償をすること。
 - ニ 法第三十一条の三第一項の規定により協議を求めること。

宇部市、山口市、
光市、長門市、柳井市、周防大島町及び阿武町

- ホ 法第三十一条の三第三項の規定により境界を明らかにすること。
- ヘ 法第三十一条の四第二項の規定により境界を定めること。
- ト 法第三十一条の四第三項の規定による諮問をすること。
- チ 法第三十一条の四第五項の規定による通知及び公告をすること。
- リ 法第三十一条の五第一項の規定による通告を受けること。
- 又 法第三十一条の五第三項の規定による通知及び公告をすること。

一 二十二から二十六まで 削除

別表第二十七号中「及び周南市」を、「周南市及び山陽小野田市」に改め、同表第三十一号の二中「下関市」の下に、「宇部市」を加え、同表第三十三号の四中「及び柳井市」を、「柳井市及び山陽小野田市」に改め、同表第三十四号の四中「及び長門市」を、「長門市及び山陽小野田市」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第十八号の二及び第十八号の四の改正規定（美祢市に係る部分を除く。） 平成二十七年一月一日
 - 二 別表中第十八号の十四を削り、第十八号の十五を第十八号の十四とし、第十八号の十六を第十八号の十五とし、第十八号の十七を第十八号の十六とする改正規定及び附則第三項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号。以下「改正法」という。）の施行の日

(経過措置)

- 2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（別表の上欄に掲げる事務（同表第十八号の三、第三十三号の四及び第三十四号の四の上欄に掲げる事務を除く。）のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るもの）については、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

3 改正法附則第八条第一項に規定する認定に関する事務については、改正前の山口県の事務処理の特例に関する条例別表第十八号の十四（口を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第七号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、二三六人」を「二、二二〇人」に、「五三〇人」を「五二六人」に、「二、七六六人」を「二、七四六人」に改め、同条第三号中「一、二二三三人」を「一、二四六人」に、「一、三八二人」を「一、四〇五人」に改め、同条第四号中「三、一五五人」を「三、一四七人」に、「一八九人」を「一八五人」に、「三、三四四人」を「三、三三一人」に改め、同条第五号中「五、二三四人」を「五、一九九人」に、「四二四人」を「四〇五人」に、「五、六三八人」を「五、六〇四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第八号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十三年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「三月」の下に「（前項第一号の二に掲げる職員（警察官に限る。）にあつては、一年）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（検討）

6 知事は、平成二十六年四月一日から五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

第一条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表二の項中「八百円」を「八百二十円」に改め、別表第一の3の表六の項特定住宅用地認定申請手数料に関する部分中「第十八条の五第十項又は第三十八条の五第八項」を「第十九条第十一項又は第三十八条の五第九項」に、「四万七千円」を「四万七千二百円」に改め、同項譲渡予定価額審査手数料に関する部分中「第十八条の五第十一項第四号又は第三十八条の五第九項第四号」を「第十九条第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号」に、「四万三千元」を「四万三千二百二十円」に改め、別表第一の4の表一の三の項中「二十四万円」を「二十四万四千元」に、「二十二万四千元」を「二十二万二千円」に、「二十二万二千円」に改め、同表二の項中「五千七百七十円」を「五千八百四十円」に、「一万三千百円」を「一万三千三百六十円」に、「九万二千五百円」を「九万四千七百五十円」に、「四万五千七百七十円」を「四万五千九百七十円」に、「五万七千三十円」を「五万八千三十円」に、「千九百九十円」を「千二百百円」に、「千九百六十円」を「千九百八十円」に、「二万三千三百九十円」を「二万三千七百八十円」に改め、同表三の項中「一万六千三百円」を「一万六千三百二十円」に、「一万五百五十円」を「一万七百七十円」に、「一万四千元」を「一万四千二十円」に、「二万円」を「二万二千二十円」に改め、同表四の項中「一万六千元」を「一万六千四十円」に改め、同表五の項中「二万二千円」を「二万二千四十円」に、「七千三百円」を「七千三百十円」に改め、同表六の項中「二万二千円」を「二万二千四十円」に、「七千三百円」を「七千四百二十円」に改め、同表七の項中「二万二千円」を「二万二千四十円」に改め、同表八の項中「二万四千四百三十円」を「二万四千四百五十円」に、「一万六千七百二十円」を「一万六千七百五十円」に、「七千六百十円」を「七千六百三十円」に改め、同表九の項中「一万六千元」を「一万六千四十円」に改め、同表十の項中「八千元」を「八千三十円」に改め、同表十一の項中「二万二千円」を「二万二千二十円」に、「一万円」を「一万二十円」に改め、同表十三の項中「五千六百円」を「五千六百十円」に、「三千二百円」を「三千二百十円」に、「三千六百円」を「三千六百十円」に、「六千百円」を「六千百十円」に改め、同表十四の項中「九千四百円」を「九千四百五十円」に改め、同表十五の項中「三万五千元」を「三万五千三十円」に改め、

建築物環境衛生一般
管理業者

一件につき

四万五千元

を削り、

四万五千元

を

四万五千三十円

に改め、同表十五の二の項中「一万五千元」を「一万五千十円」に改め、同

表十五の三の項中「二千元」を「二千二十円」に改め、同表十五の四の項中「一万七千元」を「一万七千三十円」に、「一万円」を「一万二

<p>ア 水道法施行規則(昭和三十一年厚生省令第十二号)第四十五号(第一項第十五号)の規定による検査のうち、亜硝酸態</p>	<p>ア 水道法施行規則(昭和三十一年厚生省令第十二号)第四十五号(第一項第十五号)の規定による検査のうち、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、銅、マンガン、亜鉛、水素イオン濃度、蒸発残留物、カルシウム硬度、水素イオン濃度、臭気、色度、濁度、臭度の検査</p>
	<p>一項目につき</p>
	<p>七百二十円</p>
	<p>を</p>

十円」に改め、同表十六の項中「一万九千二百円」を「一万九千二百円」に、「一万円」を「一万二十円」に改め、同表十七の項中「五千五百円」を「五千五百円」に改め、同表二十の項中「二千八百八十円」を「二千八百九十円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、「千四百九十円」を「千五百円」に、「一万五百二十円」を「一万六百六十円」に改め、同表二十三の項中「三万二千七百四十円」を「三万二千七百六十円」に、「二万七千二百九十円」を「二万七千三百十円」に、「二千三百三十円」を「二千三百四十円」に改め、同表二十四の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、別表第一の5の表六の項の(一)及び(二)中「十円五十銭」を「十円八十銭」に改め、同項の(三)中「八百円」を「八百二十円」に、「十円五十銭」を「十円八十銭」に改め、同項の(四)中

室素、硝酸態
 室素及び亜硝
 酸態室素、鉄
 及びその化合
 物、塩化物イ
 オン、硬度、
 蒸発残留物、
 水素イオン濃
 度、味、臭
 気、色度又は
 濁度について
 の検査

一項目につき(亜硝酸態室素と硝
 酸態室素及び亜硝酸態室素の二項
 目について同時に検査する場合に
 あつては、当該二項目につき)

七百五十円

に、「四万千五百十円」を、「四万二千三百二十円」

に、「三千九百八十円」を、「四千九十円」に、「二千九十円」を、「二千四百十円」に、「千三百五十円」を、「千三百八十円」に、「二千七百

二十円」を、「二千七百九十円」に、「三百五十円」を、「三百六十円」に、「八百五十円」を、「八百七十円」

に、「千七百三十円」を、「千七百七十円」に、「千百十円」を、「千四百十円」に改め、同項の(五)中「二万七千七百円」を、「二万七千八百七十

円」に、「十万七千三百円」を、「十一万三百六十円」に、「二万千五百円」を、「一万八千二百十円」に、「八千円」を、「八千二百二十円」に

改め、同項の(六)中「六千円」を、「六千二百七十円」に、「一万三千六百四十円」を、「一万四千二十円」に、「九万五千九百六十円」を、「九

万八千七百円」に、「三万六千八百円」を、「三万七千八百五十円」に、「四万七千五百円」を、「四万八千八百五十円」に、「六千八百三十

円」を、「七千二十円」に、「三万四千八百五十円」を、「三万五千八百四十円」に、「千九百八十円」を、「二千三十円」に改め、同項の(七)中

「六千円」を、「六千二百七十円」に、「一万三千六百四十円」を、「一万四千二十円」に、「九万五千九百六十円」を、「九万八千七百円」

に、「四万五千円」を、「四万六千三百八十円」に、「五万七千円」を、「五万八千六百二十円」に、「千九百八十円」を、「二千三十円」に改

め、同項の(八)中「六千円」を、「六千二百七十円」に、「一万三千六百四十円」を、「一万四千二十円」に、「九万五千九百六十円」を、「九万

八千七百円」に、「一万八千六百八十円」を、「一万九千二百十円」に、「二万二千五百円」を、「二万三千四百四十円」に、「八百五十円」を

「八百七十円」に、「五千四百七十円」を、「五千六百二十円」に、「二万六千八百七十円」を、「二万六千八百七十円」に改め、同項の(九)中「二

千九百七十円」を、「三千五十円」に、「五千四百七十円」を、「五千六百二十円」に改め、同項の(十)中「三百五十円」を、「三百六十円」に、

「六百円」を、「六百十円」に改め、同項の(十一)中「千六百二十円」を、「千六百六十円」に改め、同項の(十二)中「七百三十円」を、「七百五十円」

に、「九百七十円」を、「九百九十円」に、「三千円」を、「三千八十円」に改め、同項の(十三)中「六千円」を、「六千二百七十円」に、「一

万三千六百四十円」を、「一万四千二十円」に、「九万五千九百六十円」を、「九万八千七百円」に、「四万七千三百四十円」を、「四万八千六百九十円」に、「五万九千八百四十円」を、「六万五千五百四十円」に、「四百七十円」を「四百八十円」に、「五千四百七十円」を、「五千六百二十円」に、「九千五百八十円」を、「九千八百五十円」に、「二千三百四十円」を、「二千四百円」に、「二万四千五百六十円」を、「二万五千二百六十円」に改め、同項の(中)中、「六千二百七十円」に、「一万三千六百四十円」を、「一万四千二百円」に、「九万五千九百六十円」を、「九万八千七百円」に、「四万七千三百四十円」を、「四万八千六百九十円」に、「五万九千八百四十円」を、「六万五千五百四十円」に、「六千二百七十円」を、「六千三百八十円」に、「六百円」を、「六百七十円」に、「五千四百七十円」を、「五千六百二十円」に、「千三百五十円」を、「千三百八十円」に、「二千九十円」を、「二千四百四十円」に、「二万四千五百六十円」を、「二万五千二百六十円」に、「二千四百七十円」を、「二千五百四十円」に改め、同項の(中)中、「六千二百七十円」に、「一万三千六百四十円」を、「一万四千二十円」に、「九万五千九百六十円」を、「九万八千七百円」に、「四万七千三百四十円」を、「四万八千六百九十円」に、「五万九千八百四十円」を、「六万五千五百四十円」に改め、同項の(中)中、「六千二百七十円」に、「九千五百八十円」を、「九千八百五十円」に、「一万九千九百四十円」を、「二万五百円」に改め、同項の(中)中、「六千二百七十円」に、「一万三千六百四十円」を「一万四千二十円」に、「九万五千九百六十円」を、「九万八千七百円」に、「四万七千三百四十円」を、「四万八千六百九十円」に、「五万九千八百四十円」を、「六万五千五百四十円」に、「六千八百三十円」を、「七千二十円」に、「一万五千二百二十円」を、「一万五千六百五十円」に、「二万二千二百五十円」を、「二万二千八百八十円」に、「千三百五十円」を、「千三百八十円」に、「二千九十円」を、「二千四百四十円」に、「二万四千五百六十円」を、「二万五千二百六十円」に改め、同項の(中)中、「六千八百三十円」を、「七千二十円」に、「八千二百十円」を、「八千四百四十円」に改め、同項の(中)中、「五万八千四百円」を、「五万九千七百六十円」に、「七百十円」を、「七百三十円」に、「六千三百十円」を、「六千二百円」に改め、同項の備考中、「四十一円」を、「四十二円」に改め、同表七の項中、「八万四千円」を、「八万五千円」に改め、同表十の項中、「三千四百円」を、「三千四百九十円」に改め、同表十一の項中、「五千六百円」を、「五千六百十円」に、「三千二百円」を、「三千二百十

十円」に改め、同項の(七)中「十一万八千三百円」を「十一万八千四百六十円」に、「二万四千三百円」を「二万四千四百六十円」に、「三万八千五百円」を「三万八千六百六十円」に、「二万五千五百円」を「二万五千六百六十円」に改め、同項の(八)中「五万三千八百円」を「五万四千八百八十円」に、「十一万二千四百円」を「十一万二千七百八十円」に、「三万二千五百円」を「三万二千七百八十円」に、「七万九千六百円」を「七万九千九百八十円」に、「一万四千七百円」を「一万四千九百八十円」に、「四万三千四百円」を「四万三千七百八十円」に改め、同項の(九)中「七万八千円」を「七万八千三百七十円」に、「五万三千元」を「五万三千二百七十円」に、「一万九千五百円」を「一万九千七百七十円」に改め、同表二十五の項中「八千円」を「八千円」に改め、同表二十七の項保育士試験手数料に関する部分を次のように改める。

保育士試験 手数料	保育士試験の実施 保育士試験の全部の 免除	一件につき 一件につき	一万二千七百円 一千四百円
--------------	-----------------------------	----------------	------------------

別表第一の6の表三の項特定計量器検定手数料に関する部分の(二)中「二千六百円」を「二千七百円」に、「二千四百八十円」を「二千四百九十円」に、「二千五百九十円」を「二千六百円」に、「六千四百九十円」を「六千五百二十円」に、「八千八十円」を「八千二百二十円」に、「一万七千七百六十円」を「一万八千二百二十円」に、「一万四千九百四十円」を「一万五千十円」に、「一万九千九百十円」を「二万十円」に、「二万二千三百二十円」を「二万二千四百三十円」に、「三万九千七百七十円」を「三万九千九百七十円」に、「三千九十円」を「三千百円」に、「六千九百七十円」を「七千円」に、「八千八百二十円」を「八千八百六十円」に、「一万三千五百円」を「一万三千百十円」に、「一万六千円」を「一万六千八十円」に、「二万九百八十円」を「二万九千八十円」に、「二万三千六百円」を「二万三千七百二十円」に、「四万七千九十円」を「四万八千円」に改め、同部分の(三)中「二千五百十円」を「二千六百十円」に、「六千八十円」を「六千八百四十円」に、「二千九百九十円」を「三千二百円」に、「四千七百七十円」を「四千九百九十円」に、「四千七百七十円」を「四千九百九十円」に、「二千三百八十円」を「二千三百九十円」に、「四千四百五十円」を「四千四百七十円」に改め、同部分の(五)中「二千六十円」を「二千七十円」に、「二千四百八十円」を「二千四百九十円」に、「二千五百九十円」を「二千六百円」に、「六千四百九十円」を「六千五百二十円」に、「八千八十円」を「八千二百二十円」に、「一万九百九十円」を「一万二千五百十円」に、「一万四千九百四十円」を「一万五千十円」に、「一万九千九百十円」を「二万十円」に、「二万二千三百二十円」を「二万二千四百三十円」に、「三万九千七百七十円」を「三万九千九百七十円」に改め、同部分の(六)中

「二千九百四十円」を「二千九百五十円」に、「六千六百十円」を「六千六百四十円」に、「八千六百五十円」を「八千六百九十円」に、「一万二千五百三十円」を「一万二千五百九十円」に、「一万五千六百九十円」を「一万五千七百七十円」に、「二万三百十円」を「二万四百十円」に、「二万二千六百四十円」を「二万二千七百五十円」に、「四万九百九十円」を「四万三千九十円」に、「二千六十円」を「二千七百十円」に、「二千七百二十円」を「二千七百三十円」に、「三千五百五十円」を「三千五百六十円」に、「六千六百七十円」を「六千七百百円」に改め、同項特定計量器定期検査手数料に関する部分中「二千二百九十円」を「二千三百円」に、「三千二百九十円」を「三千三百円」に、「二千六十円」を「二千七十円」に、「三千九百二十円」を「三千九百四十円」に、「七千二百六十円」を「七千二百九十円」に、「一万二千二百八十円」を「一万三千三百十円」に、「一万五千八百九十円」に、「二万百円」を「二万二百円」に、「二万二千六百七十円」を「二万二千七百八十円」に、「三万三千三百三十円」を「三万四千四百九十円」に、「五万三千七百六十円」を「五万四千三十円」に改め、同項特定計量器指定製造事業者検査手数料に関する部分中「四十四万七千五百七十円」を「四十四万九千八百八十円」に改め、同項基準器検査手数料に関する部分の(一)中「一万四千七十円」を「一万四千四十円」に改め、同部分の(二)中「二万六千三百九十円」を「二万六千五百二十円」に、「九千二百六十円」を「九千三百円」に、「五千三百二十円」を「五千三百四十円」に、「三千五百二十円」を「三千五百三十円」に、「五千六百円」を「五千六百二十円」に、「八千二百円」を「八千二百四十円」に、「一万千七十円」を「一万千二百円」に、「一万四千二百八十円」を「一万四千三百五十円」に、「七千二百二十円」を「七千二百五十円」に、「三万三千三百四十円」を「三万三千五百十円」に、「一万二千二百七十円」を「一万二千三百三十円」に、「八千五百六十円」を「八千六百円」に、「三千四百円」を「三千四百十円」に、「七千九百円」を「七千九百四十円」に、「九千二百四十円」を「九千二百八十円」に、「七千四百四十円」を「七千四百七十円」に改め、同部分の(三)中「一万四千十円」を「一万四千五十円」に、「三万五千三百円」を「三万五千四百十円」に改め、同表四の項中「十七万八千七百七十円」を「十七万七千七百五十円」に改め、同表五の項中「五万六千四百四十円」を「五万六千七百三十円」に改め、同表六の項中「二千六百八十円」を「二千六百九十円」に、「七千七百八十円」を「七千八百二十円」に改め、同表二十一の項技能検定試験手数料に関する部分中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改め、別表第一の7の表一の項中「六百二十円」を「六百三十円」に、「八百十円」を「八百三十円」に改め、同表二の項中「十二万三千六百円」を「十二万六千三百四十円」に改め、同表四の項中「五百七十円」を「五百八十円」に改め、同表五の項中「九十三銭」を「九十五銭」に、「千五百七十五円」を「千六百二十円」に、「千二百八十円」を「千三百十六円」に改め、同表六の項中「三万五千百円」を「三万六千百円」に、「七千八百円」を「八千二十円」に改め、同表七の項の(一)中「千六百五十円」を「千六百九十円」に、「五千九百九十円」を「六千六十円」に、「三千八百四十円」を「三千九百四

十円」に、「七千九百二十円」を「八千四百十円」に、「六千三百円」を「六千四百八十円」に、「六万八千円」を「六万二千五百三十円」に改め、同項の(二)中「千六百五十円」を「千六百九十円」に、「六千二百六十円」を「六千四百三十円」に、「五千二百九十円」を「五千四百四十円」に、「六万八千円」を「六万二千五百三十円」に改め、同項の(三)中「八千八百九十円」を「九千四百四十円」に、「六千八百七十円」を「七千六十円」に、「六万八千円」を「六万二千五百三十円」に改め、同表十二の項中「二千五百円」を「二千五百十円」に、「三千四百七十円」を「三千四百八十円」に改め、同表十三の項中「二千九百六十円」を「二千九百九十円」に改め、同表十四の項中「千九百二十円」を「千九百三十円」に、「千八百二十円」を「千八百三十円」に、「千九百五十円」を「千九百六十円」に、「千八百二十円」を「千八百三十円」に、「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「五百九十円」を「六百円」に、「六百二十円」を「六百三十円」に、「千二百二十円」を「千二百五十円」に、「九百十円」を「九百三十円」に、「四百五十円」を「四百六十円」に改め、同表十八の項中「一万八千円」を「一万八千三百円」に、「四万四千円」を「四万四千五百二十円」に、「三千八百円」を「三千八百五十円」に、「六千四百円」を「六千四百五十円」に改め、同表二十の項及び二十一の項中「八千二百円」を「八千四百三十円」に改め、同表二十二の項

三万千円	三万千四百十円
一万千円	一万千四十円
七千四百円	七千四百二十円
三万千円	三万千四十円
一万千円	一万千四十円

中

二千九百円	二千円	二千九百円	二千円	七千四百円	二千九百円	二千円	七千四百円
-------	-----	-------	-----	-------	-------	-----	-------

を

二千九百十円	二千十円	二千九百二十円	二千二十円	七千四百二十円	二千九百十円	二千十円	七千四百二十円
--------	------	---------	-------	---------	--------	------	---------

に改め、同表二十二の二の項中「一万四千円」を「一万四千七十円」に改

め、同表二十三の項中「千三十円」を「千五十円」に、「二千六百二十円」を「二千六百九十円」に、「五千五百二十円」を「五千六百七十円」に、「三千八百六十円」を「三千九百七十円」に、「千六百五十円」を「千六百九十円」に、「三千八百円」を「三千九百円」に改め、

同表二十五の項中「六百円」を「六十円」に改め、同表二十六の項牛過排卵処理手数料に関する部分中「一万四千元」を「一万四千二百六十円」に改め、同項牛受精卵採取手数料に関する部分中「四万千元」を「四万四千三百三十円」に改め、同項牛受精卵性別別手数料に関する部分中「一万四千元」を「一万四千円」に改め、同項牛受精卵凍結保存手数料に関する部分中「一万四千元」を「一万四千九十円」に改め、同表二十七の項中「九百七十円」を「九百九十円」に改め、同表三十の項中「六千五十円」を「六千六十円」に、「五千二百二十円」を「五千二百三十円」に、「三千八百五十円」を「三千八百六十円」に、「五千八百二十円」を「五千八百三十円」に改め、同表三十一の項中「一万円」を「一万二十円」に、「一万六千元」を「一万六千二十円」に、「三万七千元」を「三万七千二十円」に、「二万六千元」を「二万六千二十円」に改め、同表三十二の項漁業権免許申請等手数料に関する部分中「三千七百元」を「三千七百十円」に、「二千五百円」を「二千五百十円」に、「千二百円」を「千二百十円」に改め、同表三十三の項中「四千六百元」を「四千六百二十円」に、「六千九百元」を「六千九百二十円」に、「七千四百円」を「七千四百二十円」に、「七千九百元」を「七千九百二十円」に、「二千四百円」を「二千四百十円」に、「三千六百元」を「三千六百二十円」に、「二千三百円」を「二千三百二十円」に、「三千四百円」を「三千四百二十円」に、「三千七百二十円」を「三千七百二十十円」に、「四千円」を「四千二十円」に改め、同表三十四の項中「一万二千元」を「一万二千九十円」に改め、同表三十五の項中「二万八千元」を「二万八千二百二十円」に、「一万七千元」を「一万七千二百二十円」に改め、別表第一の8の表二の項の(一)中「一万八千九百元」を「一万九千四百四十円」に、「二万五千二百円」を「二万五千九百二十円」に、「三万九千三百円」を「四万四千二百十円」に、「四万四千円」を「四万五千三百六十円」に、「八万三千四百円」を「八万五千七百八十円」に、

「七千八百円」を「八千二十円」に、「三万七千八百円」を「三万八千八百八十円」に、「五万四百円」を

「五万八千四百四十円」に、「七万八千六百円」を「八万八千四百四十円」に、「八万八千二百円」を「九万七百二十円」に、「十六万六千八百円」を「十七万五千五百六十円」に、「一万五千六百円」を「一万六千四百十円」に、「五万六千七百円」を「五万八千三百二十円」に、「七万五千六百円」を「七万七千七百六十円」に、「十一万七千九百元」を「十二万二千二百六十円」に、「十三万二千三百円」を「十三万六千八百円」に、「二十五万二百円」を「二十五万七千三百四十円」に、「二万三千四百円」を「二万四千六十円」に、「十万八百元」を「十万三千六百八十円」に、「十五万七千二百円」を「十六万六千九百九十円」に、「十七万六千四百円」を「十八万四千四百四十円」に、「三十三万三千六百円」を「三十四万三千三百三十円」に、「三万二千二百円」を「三万二千九十円」に、「十一万三千四百円」を「十二万六千六百四十円」に、「十五万二千二百円」を「十五万五千五百二十円」に、「二十三万五千八百円」を「二十四万二千五百三十円」に、「二十六万四千六百

円」を「二十七万二千六十円」に、「五十万四百円」を「五十一万四千六百九十円」に、「四万六千八百円」を「四万八千三百十円」に、「二十万千六百円」を「二十万七千三百六十円」に、「三十一万四千四百円」を「三十二万三千三百八十円」に、「三十五万二千八百円」を「三十六万二千八百八十円」に、「六十六万七千二百円」を「六十八万六千二百六十円」に、「六万二千四百円」を「六万四千百八十円」に改め、同項の(二)中「三百九十円」を「四百円」に改め、同項の(三)中「九千二百円」を「九千四百六十円」に改め、同表三の項の(一)入場料その他これに類する料金を徴収しないものに関する部分中「六千八百四十円」を「七千三十円」に、「九千百二十円」を「九千三百八十円」に、「一万四千二百五十円」を「一万四千六百五十円」に、「一万五千九百六十円」を「一万六千四百十円」に、「三万二百十円」を「三万七十七円」に、「二千八百五十円」を「二千九百三十円」に、「一万三千六百八十円」を「一万四千七十円」に、「一万八千二百四十円」を「一万八千七百六十円」に、「二万八千七百六十円」を「二万九千三百十円」に、「五千七百円」を「五千八百六十円」に、「二万五千二百十円」を「二万六千四百十円」に、「二万七千三百六十円」を「二万八千二百四十円」に、「六万五千六百六十円」を「六万六千四百八十円」に、「十二万八千四百十円」を「十二万九千三百十円」に、「一万七千四百円」を「一万七千七百二十円」に改め、同項の(一)入場料その他これに類する料金を徴収するものに関する部分中「一万三千六百八十円」を「一万四千七十円」に、「一万八千二百四十円」を「一万八千七百六十円」に、「二万八千五百円」を「二万九千三百十円」に、「三万九千二百十円」を「三万二千八百三十円」に、「六万四千二百十円」を「六万五千六百六十円」に、「三万六千四百八十円」を「三万七千五百二十円」に、「五千八百六十円」に、「二万七千三百六十円」を「二万八千四百十円」に、「三万六千四百八十円」を「三万七千五百二十円」に、「一万四千四百円」を「一万四千七百二十円」に、「四万四千四百十円」を「四万五千六百六十円」に、「十二万八千四百十円」を「十三万七千七百二十円」に、「五万六千二百八十円」に、「八万五千五百円」を「八万七千九百四十円」に、「九万五千七百六十円」を「九万八千四百九十円」に、「十八万二千二百六十円」を「十八万六千四百三十円」に、「一万七千四百円」を「一万七千五百八十円」に、「七万二千九百六十円」を「七万五千四百十円」に、「十一万四千円」を「十一万七千二百五十円」に、「十二万七千六百八十円」を「十三万三千三百二十円」に、「二十四万八千五百八十円」を「二十五万二千八百円」に、「二万二千八百円」を「二万三千四百五十円」に改め、同項の(三)中「千五百三十円」を「千五百七十円」に改め、同表四の項の(一)入場料その他これに類する料金を徴収しないものに関する部分中「五千四百九十円」を「五千六

百四十円」に、「七千三百二十円」を、「七千五百二十円」に、「一万千四百四十円」を、「一万千七百六十円」に、「二万二千八百十円」を
 「一万三千百七十円」に、「二万四千二百五十円」を、「二万四千九百四十円」に、「二千二百九十円」を、「二千三百五十円」に、「一万九百
 八十円」を、「一万二千二百九十円」に、「一万四千六百四十円」を、「一万五千五十円」に、「二万二千八百八十円」を、「二万三千五百三十円」
 に、「二万五千六百二十円」を、「二万六千三百五十円」に、「四万八千五百円」を、「四万九千八百八十円」に、「四千五百八十円」を、「四千
 七百十円」に、「一万六千四百七十円」を、「一万六千九百四十円」に、「二万二千五百八十円」に、「三万四千三百
 二十円」を、「三万五千三百円」に、「三万八千四百三十円」を、「三万九千五百二十円」に、「七万二千七百五十円」を、「七万四千八百二十
 円」に、「六千八百七十円」を、「七千六十円」に、「二万九千二百八十円」を、「三万百十円」に、「四万五千七百六十円」を、「四万七千六十
 円」に、「五万二千二百四十円」を、「五万二千七百円」に、「九万七千円」を、「九万九千七百七十円」に、「九千五百十円」に、「三万二千九百四十
 円」を、「三万三千八百八十円」に、「四万三千九百二十円」を、「四万五千七百七十円」に、「六万八千六百四十円」を、「七万六百元」に、「七
 万六千八百六十円」を、「七万九千五十円」に、「十四万五千五百円」を、「十四万九千六百五十円」に、「一万三千七百三十円」を、「一万四千
 百二十円」に、「五万八千五百六十円」を、「六万二百三十円」に、「九万五千五百二十円」を、「九万四千三百三十円」に、「十万二千四百八十
 円」を、「十万五千四百円」に、「十九万四千円」を、「十九万九千五百四十円」に、「一万八千三百円」を、「一万八千八百二十円」に改め、同
 項の(二)中「九千二百円」を、「九千四百六十円」に改め、同表五の項の(一)入場料その他これに類する料金を徴収しないものに関する部分中「五
 千八百円」を、「五千九百六十円」に、「七千七百三十円」を、「七千九百五十円」に、「四千八百三十円」を、「四千九百六十円」に、「一万三
 千五百三十円」を、「一万三千九百十円」に、「一万八千三百六十円」を、「一万八千八百八十円」に、「二千四百二十円」を、「二千四百八十
 円」に、「一万千六百円」を、「一万千九百三十円」に、「一万五千四百六十円」を、「一万五千九百円」に、「九千六百六十円」を、「九千九百
 三十円」に、「二万七千六十円」を、「二万七千八百三十円」に、「三万六千七百二十円」を、「三万七千七百六十円」に、「四千八百四十円」
 を、「四千九百七十円」に、「一万七千四百円」を、「一万七千八百九十円」に、「二万三千九百九十円」を、「二万三千八百五十円」に、「一万四

千四百九十円」を、「一万四千九百円」に、「四万五千九百円」を、「四万七千七百四十円」に、「五万五千八十円」を、「五万六千六百五十円」に、「七千二百六十円」を、「七千四百六十円」に、「二万三千二百円」を、「二万三千八百六十円」に、「三万九百二十円」を、「三万九千八百四十円」に、「一万九千三百二十円」を、「一万九千八百七十円」に、「五万四千二百十円」を、「五万五千六百六十円」に、「七万三千四百四十円」を、「七万五千五百三十円」に、「九千六百八十円」を、「九千九百五十円」に改め、同項の(一)入場料その他これに類する料金を徴収するものに関する部分中、「一万千六百円」を、「一万千九百三十円」に、「一万五千四百六十円」を、「一万五千九百円」に、「九千六百六十円」を、「九千九百三十円」に、「二万七千八十円」を、「二万七千七百六十円」に、「四万八千四百十円」を、「四万九百七十円」に、「二万三千二百円」を、「二万三千八百六十円」に、「三万九百二十円」を、「三万九百八十円」に、「五万四千二百十円」を、「五万五千六百六十円」に、「七万三千四百四十円」を、「七万五千五百三十円」に、「九千六百八十円」を、「九千九百五十円」に、「三万四千八百円」を、「三万五千七百九十円」に、「四万六千三百八十円」を、「四万七千七百円」に、「二万八千九百八十円」を、「二万九千八百八十円」に、「八万三千四百九十円」に、「十一万六千十円」を、「十一万三千三百円」に、「一万四千五百二十円」を、「一万四千九百三十円」に、「十万八千二百四十円」を、「十一万九千三百六十円」に、「十四万六千八百八十円」を、「十五万七千七十円」に、「一万九千三百六十円」を、「一万九千九百十円」に改め、同項の(二)中、「九千二百円」を、「九千四百六十円」に改め、同表六の項の(一)入場料その他これに類する料金を徴収しないものに関する部分中、「四百五十円」を、「四百六十円」に、「六百元」を、「六百元」に、「千五十円」を、「千八十円」に、「千八百円」を、「千八百五十円」に、「二千四百円」を、「二千四百六十円」に、「四千二百円」を、「四千三百二十円」に、「七百五十円」を、「七百七十円」に改め、同項の(一)入場料その他これに類する料金を徴収するものに関する部分中、「九百円」を、「九百二十円」に、「千二百円」を、「千二百三十円」に、「二千百円」を、「二千六十円」に、「三百八十円」を、「三百九十円」に、「三千六百円」を、「三千七百円」に、「四千八百円」を、「四千九百三十円」に、「八千四百円」を、「八千六百四十円」に、「千五百円」を、「千五百四十円」に改め、同項の(二)中、「千五百三十円」を、「千五百五十円」に改め、同表七の項の(一)中、「一万三千八百八十円」を、「一万四千二百七十円」に、「五万五千五百二十円」を、「五万七千五百十円」に、「五千五百五十円」を、「五千七百円」に、「二万二千二百円」を、「二万二千八百三十円」に、「三千円」を、「三千八十円」に改め、同項の(二)中、「五百三十円」を、「五百四十円」に、「四百七十円」を、「四百八十円」に、「八百円」を、「八百二十円」に、「七百円」を、「七百二十円」に改め、同項の(三)中、「二千七百七十円」を、「二千八百四十円」に改め、同表八の項の(二)中、「千八十円」を、「千百十円」に、「一万八百八十円」を、「一万千

百九十円」に改め、同表二十の二の項中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同表二十二の項の備考3中「二十二万六千円」を「二十二万七千円」に、「三十八万千円」を「三十八万三千円」に改め、同項の備考4中「二十四万九千円」を「二十五万円」に、「二十八万六千円」を「二十八万七千円」に、「三十七万八千円」を「三十八万円」に、「六十九万三千円」を「六十九万七千円」に改め、同表三十九の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分中「四万七千円」を「四万八千円」に、「十一万円」を「十一万四千円」に、「十七万八千円」を「十八万三千円」に、「三十五万円」を「三十六万円」に、「六十二万九千円」を「六十四万五千円」に、「百八万円」を「百十万八千円」に、「百九十九万九千円」を「二百五十万円」に、「二百八十五万七千円」を「二百九十三万三千円」に、「三百五十万円」を「三百五十九万五千円」に改め、同部分の備考1中「四万円」を「四万二千円」に、「九万九千円」を「十万二千円」に、「もの十五万七千円」を「もの十六万円」に、「三十二万円」を「三十二万九千円」に、「五十七万二千円」を「五十八万八千円」に、「九十八万八千円」を「百万九千円」に、「百八十三万六千円」を「百八十八万八千円」に、「二百六十五万七千円」を「二百七十三万二千円」に、「三百二十八万八千円」を「三百三十八万千円」に改め、同項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に関する部分中「三万円」を「三万二千円」に、「七万六千円」を「七万七千円」に、「十三万九千円」を「十三万円」に、「十六万三千円」を「十六万五千円」に、「十八万六千円」を「十八万八千円」に改め、同部分の備考1中「四万八千円」を「四万九千円」に、「六万三千円」を「六万四千円」に、「七万九千円」を「八万円」に改め、別表第一の9の表二の項中「三千九百円」を「四千十円」に改め、同表十一の項中「千五百円」を「千五百三十円」に改め、別表第一の11の表十一の項中「二千二百円」を「二千二百十円」に改め、同表十二の項中「一万九千円」を「二万円」に改め、同表十六の項中「四百六十円」を「四百七十円」に、「五百七十円」を「五百八十円」に、「四百四十円」を「四百五十円」に改める。

(下関漁港管理条例の一部改正)

第二条 下関漁港管理条例(昭和三十年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表岸壁の項中「三円二銭」を「三円三銭」に、「一、六一円」を「一、六五七円」に改め、同表閘門かどの項中「一九二円」を「一九七円」に、「二八九円」を「二九七円」に、「三八五円」を「三九六円」に改め、同表輸送施設の項中「三円二銭」を「三円三銭」に、「一、六一円」を「一、六五七円」に改め、別表の二の表荷さばき所その他の建物の項中「九円」を「九円二五銭」に改め、同表各種漁港施設の敷地の項中「二円二〇銭」を「二円二六銭」に改め、同表岸壁及び物揚場の項中「二円三五銭」を「二円四二銭」に、「九円六六銭」を「九円九三銭」に改め、同表泊地の項中「四一元」を「四二元」に、「一七円」を「一一〇円」に、「二三五円」を「二四一

円」に、「四八一円」を「四九四円」に、「九六六円」を「九九三元」に改め、同表給水施設の項中「三〇六円」を「三二四円」に改め、同表起重機の項中「二三五円」を「二四一元」に、「一、六一円」を「一、六五七円」に、「三九六円」を「四〇七円」に、「二、九〇〇円」を「二、九八二元」に、「五五七円」を「五七二元」に、「四、〇二六円」を「四、一四一元」に、「七八円」を「八〇円」に、「一五六円」を「一六一円」に改め、別表の三の表各種漁港施設の敷地の項中「六七円」を「六八円」に改める。

(山口県漁港管理条例の一部改正)

第三条 山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一使用料の項中「四円二十銭」を「四円三十二銭」に、「十二円六十銭」を「十二円九十六銭」に、「二円十銭」を「二円十六銭」に、「六百四十四円」を「六百六十二円」に、「八百四円」を「八百二十六円」に、「九百六十六円」を「九百九十三円」に、「千二百六円」を「千五百十八円」に、「千四百四十八円」を「千四百八十九円」に、「千九百三十三円」を「千九百八十八円」に、「二千四百十五円」を「二千四百八十四円」に、「三千二百二十二円」を「三千三百十四円」に、「四十七円」を「四十八円」に、「七十九円」を「八十一円」に、「百十二円」を「百十五円」に、「百五十九円」を「百六十三円」に、「二百四十円」を「二百四十六円」に、「三百二十二円」を「三百三十一円」に、「四百二元」を「四百十三円」に、「四百八十一円」を「四百九十四円」に、「七百六十七円」を「七百八十八円」に、「十一万六千円」を「十一万九千三百十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に、「七万二千円」を「七万四千五十円」に、「千円」を「千百三十円」に、「三千五十円」を「三千百三十円」に改め、同表の備考四中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(山口県立都市公園条例の一部改正)

第四条 山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「千八十円」を「千百十円」に、「一万八千八百十円」を「一万千九百九十円」に改める。

別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の(一)中「二万二千二百三十円」を「二万二千八百六十円」に、「二万五千四百円」を「二万六千二百二十円」に、「一万五千八百八十円」を「一万六千三百三十円」に、「二万三千八百十円」を「二万四千四百九十円」に、「四万七千六百三十円」を「四万八千九百九十円」に、「九千五百二十円」を「九千七百九十円」に、「十七万七千八百四十円」を「十八万二千九百二十円」に、「二十万三千二百円」を「二十万九千円」に、「十二万七千四十円」を「十三万六千六十円」に、「十九万四千八百八十円」を「十九万五千九百二十円」に、「三十八万四千十円」を「三十九万九千九百二十円」に、「七万六千六百十円」を「七万八千三百三十円」に、「三千円」を「三千八十円」に、「二千円」を「二千五十円」に改め、同部分の(三)中「六百六十円」を「六百七十円」に、「八百八

十円」を「九百円」に、「二千九百二十円」を「三千円」に、「一万九百二十円」を「一万二千二百六十円」に、「五千三百三十円」を「五千四百八十円」に、「一万二千九百四十円」を「一万三千三百円」に改め、同項補助陸上競技場に関する部分の(一)中「八千六百八十円」を「八千九百二十円」に、「九千九百二十円」を「一万二百円」に、「六千二百円」を「六千三百七十円」に、「九千三百円」を「九千五百六十円」に、「一万八千六百円」を「一万九千三百三十円」に、「三千七百二十円」を「三千八百二十円」に、「六万九千四百四十円」を「七万四千四百二十円」に、「七万九千三百六十円」を「八万九千六百二十円」に、「四万九千六百円」を「五万千十円」に、「七万四千四百円」を「七万六千五百二十円」に、「十四万八千八百円」を「十五万三千五百円」に、「二万九千七百六十円」を「三万六千十円」に改め、同部分の(三)中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「六千三十円」を「六千二百円」に改め、同項テニス場に関する部分の(一)中「九百円」を「九百二十円」に、「千二百七十円」を「千三百円」に、「千四百五十円」を「千四百九十円」に、「千八百十円」を「千八百六十円」に、「四百四十円」を「四百五十円」に、「三千六百三十円」を「三千七百三十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百八十円」に、「五千四百六十円」を「五千六百十円」に、「五千九百二十円」を「六千八十円」に、「二千七百三十円」を「二千八百円」に、「五千元」を「五千四百十円」に、「五百四十円」を「五百五十円」に、「七千二百八十円」を「七千四百八十円」に、「一万二百円」を「一万四百九十円」に、「一万千六百七十円」を「一万二千円」に、「一万四千五百八十円」を「一万四千九百九十円」に、「二万九千七百七十円」を「三万円」に、「三万六千四百七十円」を「三万七千五百十円」に、「四万三千七百七十円」を「四万五千二十円」に、「四万七千四百十円」を「四万八千七百六十円」に、「二万八千八百八十円」を「二万二千五百円」に、「四万百二十円」を「四万二千二百六十円」に、「四千三百七十円」を「四千四百九十円」に改め、同部分の(三)中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「千五百九十円」を「千六百三十円」に改め、同項球技場に関する部分の(一)中「三千二百二十円」を「三千三百十円」に、「四千五百十円」を「四千六百三十円」に、「五千五百十円」を「五千二百九十円」に、「一万二千九百十円」を「一万三千二百七十円」に、「二万六千三百十円」を「一万六千五百九十円」に、「九千六百八十円」を「九千九百五十円」に、「千九百三十円」を「千九百八十円」に、「二万五千八百三十円」を「二万六千五百六十円」に、「三万六千五百十円」を「三万七千八百十円」に、「四万二千三百二十円」を「四万二千五百円」に、「十万三千三百二十円」を「十万六千二百七十円」に、「十二万九千六百十円」を「十三万二千八百五十円」に、「七万七千四百九十円」を「七万九千七百円」に、「一万五千四百九十円」を「一万五千九百三十円」に改め、同部分の(三)中「千五百九十円」を「千六百三十円」に改め、同項ラグビー・サッカー場に関する部分の(一)中「五千三百二十円」を「五千四百七十円」に、「六千七十円」を「六千二百四十円」に、「三千七百九十円」を「三千八百九十円」に、「一万千三百九十円」を「一万千七百十円」に、「一万五千九百九十円」を「一万五千六百二十円」に、「二千二百七十円」を「二

千三百三十円」に、「四万二千五百七十円」を、「四万三千七百八十円」に、「四万八千六百四十円」を、「五万二十円」に、「三万三千九十九円」を、「三万二千二百五十円」に、「九万二千二百十円」を、「九万三千八百十円」に、「十二万六千二百二十円」を、「十二万五千九十円」に、「一万八千二百三十円」を、「一万八千七百五十円」に改め、同部分の(三)中「三千七百五十円」を、「三千八百五十円」に、「千五百九十円」を、「千六百三十円」に改め、同項多目的広場に関する部分の(一)中「二千四百十円」を、「二千四百七十円」に、「三千三百八十円」を、「三千四百七十円」に、「三千八百六十円」を、「三千九百七十円」に、「九千六百五十円」を、「九千九百二十円」に、「一万二千六十円」を、「一万二千四百円」に、「七千二百四十円」を、「七千四百四十円」に、「千四百四十円」を、「千四百八十円」に、「一万九千二百八十円」を、「一万九千八百三十円」に、「二万七千四十円」を、「二万七千八百十円」に、「三万八千八十円」を、「三万七千七百六十円」に、「七万七千二百円」を、「七万九千四百円」に、「九万六千四百八十円」を、「九万九千二百三十円」に、「五万七千九百二十円」を、「五万九千五百七十円」に、「一万千五百二十円」を、「一万千八百四十円」に改め、同部分の(三)中「千五百九十円」を、「千六百三十円」に改め、同項スポーツ文化センターに関する部分の(一)中「九千六百八十円」を、「九千九百五十円」に、「一万三千六十円」を、「一万三千四百三十円」に、「八千二百三十円」を、「八百四十円」に、「四千百円」を、「四千二百十円」に、「二万二千七百六十円」を、「二万三千四百十円」に、「三万九千二百二十円」を、「四万三百四十円」に、「四万三千三百四十円」を、「四万四千五百七十円」に、「三万八千七百四十円」を、「三万九千八百四十円」に、「五万二千三百円」を、「五万三千七百九十円」に、「三万二千九百三十円」を、「三万三千八百七十円」に、「一万六千四百六十円」を、「一万六千九百三十円」に、「九万五千五十円」を、「九万三千六百五十円」に、「十五万六千九百二十円」を、「十六万四千四百円」に、「十七万三千三百九十円」を、「十七万八千三百四十円」に、「七万七千四百九十円」を、「七万九千七百円」に、「十万四千六百十円」を、「十万七千五百九十円」に、「六万五千八百六十円」を、「六万七千七百四十円」に、「三万二千九百二十円」を、「三万三千八百六十円」に、「十八万二千百円」を、「十八万七千三百円」に、「三十一万三千八百五十円」を、「三十二万二千八百十円」に、「三十四万六千七百八十円」を、「三十五万六千六百八十円」に、「一万九千三百六十円」を、「一万九千九百十円」に、「二万六千四百十円」を、「二万六千八百八十円」に、「八千二百二十円」を、「八千四百五十円」に、「四万五千五百二十円」を、「四万六千八百二十円」に、「七万八千四百六十円」を、「八万七百元」に、「八万六千六百九十円」を、「八万九千六百十円」に、「十五万五千円」を、「十五万九千四百二十円」に、「二十万九千二百四十円」を、「二十一万五千二百十円」に、「十三万七千七百四十円」を、「十三万五千五百円」に、「六万五千八百七十円」を、「六万七千七百五十円」に、「三十六万四千二百四十円」を、「三十七万四千六百四十円」に、「六十二万七千七百五十円」を、「六十四万五千六百八十円」に、「六十九万三千六百三十円」を、「七十一万三千四百四十円」に、「四千八百三十円」を、「四千九百六十円」に、「六千五百二十円」を、「六千七百円」に、「二千四十円」を

「二千九十円」に、「一万千三百六十円」を、「一万九千五百九十円」を、「二百四十円」に、「二千六百四十円」を、「二万二千二百五十円」に改め、同部分の(三)中、「千二百円」を、「千二百三十円」に、「二千七百七十円」を、「二千八百四十円」に改め、同項弓道場に関する部分の(一)中、「二千二百二十円」を、「二千二百八十円」に、「二千九百九十円」を、「三千七十円」に、「三千七百八十円」を、「三千八百八十円」に、「九百四十円」を、「九百六十円」に、「五千二百十円」を、「五千三百五十円」に、「九千円」を、「九千二百五十円」に、「一万九百四十円」を、「一万二百二十円」に、「四千四百四十円」を、「四千五百六十円」に、「五千九百九十円」を、「六千六十円」に、「七千五百六十円」を、「七千七百七十円」に、「千八百九十円」を「千九百四十円」に、「一万四百三十円」を、「一万七百二十円」に、「一万八千円」を、「一万八千五百十円」に、「一万九千八百九十円」を、「二万四百五十円」に改め、同部分の(三)中、「二千七百七十円」を、「二千八百四十円」に改め、同項野外音楽堂に関する部分の(一)中、「六千六百六十円」を「六千八百五十円」に、「九千円」を「九千二百五十円」に、「一万千三百三十円」を、「一万千六百五十円」に、「二千八百三十円」を、「二千九百十円」に、「一万五千六百六十円」を、「一万六千百円」に、「二万七千円」を、「二万七千七百七十円」に、「二万九千八百三十円」を、「三万六千八十円」に、「二万六千六百六十円」を、「二万七千四百二十円」に、「三万六千円」を、「三万七千二十円」に、「四万五千三百三十円」を、「四万六千六百二十円」に、「六万二千六百七十円」を、「六万四千四百六十円」に、「十万八千円」を、「十二万八千十円」に、「十一万九千三百四十円」を、「十二万二千七百四十円」に、「五万三千三百三十円」を、「五万四千八百五十円」に、「七万二千円」を、「七万四千五十円」に、「九万六千六十円」を、「九万三千二百五十円」に、「二万二千六百七十円」を、「二万三千三百十円」に、「十二万五千三百三十円」を、「十二万八千九百十円」に、「二十一万六千十円」を、「二十二万二千八十円」に、「二十三万八千六百七十円」を、「二十四万五千四百八十円」に、「一万三千三百三十円」を、「一万三千七百十円」に、「一万八千円」を「一万八千五百十円」に、「五千六百六十円」を「五千八百二十円」に、「三万千三百三十円」を、「三万二千二百二十円」に、「五万三千九百九十円」を、「五万五千五百三十円」に、「五万九千六百六十円」を、「六万千三百六十円」に、「十万六千六百七十円」を、「十万九千七百十円」に、「十四万四千円」を、「十八万八千十円」に、「十八万千三百四十円」を、「十八万六千五百二十円」に、「二十五万六千七百十円」を、「二十五万七千八百三十円」に、「四十二万二千十円」を、「四十四万四千三百五十円」に、「四十七万七千三百五十円」

十円」を「四十九万九百八十円」に改め、同部分の(二)中「四百四十円」を「四百五十円」に、「五千二百五十円」を「五千四百円」に改め、同表片添ケ浜海浜公園の項テニス場に関する部分中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同項オートキャンプ場に関する部分の(一)中「三千五百円」を「三千六百元」に、

五千円の範囲内で知事が定める額

を 五千四百円の範囲内で知事が定める額

に、「一万五千元」を「一万五千四百二十

円」に改め、同部分の(二)中「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同表萩ウエルネスパークの項野球場に関する部分の(一)中「二千円」を「二千六十円」に、「三千六百七十円」を「三千七百七十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「三千二百四十円」に、「七千八百七十円」を「八千九十円」に、「千五十円」を「千八十円」に、「二万円」を「二万六千六百円」に、「三万六千七百円」を「三万七千七百四十円」に、「四万二千円」を「四万三千二百円」に、「三万五千五百円」を「三万二千四百円」に、「七万八千七百円」を「八万九百四十円」に、「一万五百円」を「一万八百元」に改め、同部分の(二)中「二千円」を「二千六十円」に改め、同項多目的広場に関する部分の(一)中「四千二十円」を「四千三百十円」に、「五千六百三十円」を「五千七百九十円」に、「六千四百四十円」を「六千六百二十円」に、「六千三十円」を「六千二百円」に、「一万二千七十円」を「一万二千四百十円」に、「二千四百七十円」に、「三万二千六十円」を「三万三千七十円」に、「四万五千四十円」を「四万六千三百二十円」に、「五万五千五百二十円」を「五万二千九百九十円」に、「四万八千二百四十円」を「四万九千六百十円」に、「九万六千五百六十円」を「九万九千三百十円」に、「一万九千二百八十円」を「一万九千八百三十円」に改め、同部分の(三)中「六千三十円」を「六千二百円」に改め、同項多目的体育館に関する部分の(一)中「四千八百三十円」を「四千九百六十円」に、「六千五百二十円」を「六千七百円」に、「八千二百十円」を「八千四百四十円」に、「二千四十円」を「二千九十円」に、「一万三千六十円」を「一万六千八十円」に、「一万九千五百九十円」を「二万百四十円」に、「二万六千四百十円」を「二万二千二百五十円」に、「一万九千三百六十円」を「一万九千九百十円」に、「二万六千四百十円」を「二万六千八百八十円」に、「三万二千九百二十円」を「三万三千八百六十円」に、「八千二百十円」を「八千四百五十円」に、「四万五千五百二十円」を「四万六千八百二十円」に、「七万八千四百六十円」を「八万七千七百円」に、「八万六千六百九十円」を「八万九千六百六十円」に、「三万八千七百四十円」を「三万九千八百四十円」に、「五万二千三百円」を「五万三千七百九十円」に、「六万五千八百六十円」を「六万七千七百四十円」に、「一万六千四百六十円」を「一万六千九百三十円」に、「九万五千五十円」を「九万三千六百五十円」に、「十五万六千九百二十円」を「十六万四千四百円」に、「十七万三千三百九十円」を「十七万八千三百四十円」に、「九千六百八十円」を「九千九百五十円」に、「一万三千六十円」を「一万三千四百三十円」に、「四千百円」を「四千二百十円」に、「二万二千七百六十円」を「二万三千四百

十円」に、「三万九千二百二十円」を「四万三百四十円」に、「四万三千三百四十円」を「四万四千五百七十円」に、「七万七千四百九十円」を「七万九千七百円」に、「十万四千六百十円」を「十万七千五百九十円」に、「十三万七千七百三十円」を「十三万五千四百九十円」に、「十八万二千百円」を「十八万七千三百円」に、「三十二万三千八百五十円」を「三十二万二千八百十円」に、「三十四万六千七百八十円」を「三十五万六千六百八十円」に、「二千三百三十円」を「二千九百九十円」に、「二千八百四十円」を「二千九百二十円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に、「九百円」を「九百二十円」に、「四千九百七十円」を「五千百十円」に、「八千五百七十円」を「八千八百十円」に、「九千四百七十円」を「九千七百四十円」に、「四千二百六十円」を「四千三百八十円」に、「五千六百八十円」を「五千八百四十円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に、「九千九百四十円」を「一万二百二十円」に、「一万七千四百四十円」を「一万七千六百二十円」に、「一万八千九百四十円」を「一万九千四百八十円」に改め、同部分の(三)中、「千二百円」を「千二百三十円」に改める。

(山口県青少年自然の家条例の一部改正)

第五条 山口県青少年自然の家条例(昭和四十九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項及び二の項中、「四百四十円」を「四百五十円」に改め、同表三の項一般宿泊室に関する部分中、「七千円」を「七千二百円」に改め、同項集団宿泊室に関する部分中、「一万六千円」を「一万六千四百五十円」に、「二千五百二十円」を「二千五百三十百五十円」を「三千四百四十円」に、「四千百八十円」を「四千二百九十円」に、「五千八百七十円」を「六千三十円」に、「七千五百三十円」を「七千七百四十円」に、「一万五十円」を「一万三百三十円」に、「千五十円」を「千八十円」に、「千円」を「千二十円」に改め、同項研修室に関する部分中、「千四百七十円」を「千五百十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千四百四十円」を「二千五百円」に、「三千四百二十円」を「三千五百十円」に、「四千三百九十円」を「四千五百十円」に、「五千八百六十円」を「六千二十円」に、「六百十円」を「六百二十円」に、「千七百六十円」を「千八百十円」に、「二千三百四十円」を「二千四百円」に、「二千九百二十円」を「三千円」に、「四千百円」を「四千二百十円」に、「五千二百六十円」を「五千四百十円」に、「七千三十円」を「七千二百三十円」に、「七百三十円」を「七百五十円」に、「千円」を「千二十円」に改め、同項創作室に関する部分中、「千五百円」を「千五百四十円」に、「千九百九十円」を「二千四十円」に、「二千四百九十円」を「二千五百六十円」に、「三千四百九十円」を「三千五百八十円」に、「四千四百八十円」を「四千六百円」に、「五千九百八十円」を「六千百五十円」に、「六百二十円」を「六百三十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に、「二千三百八十円」を「二千四百四十円」に、「二千九百八十円」を「三千六十円」に、「四千百八十円」を「四千二百九十円」

に、「五千三百七十円」を「五千五百二十円」に、「七千七百七十円」を「七千三百七十円」に、「七百四十円」を「七百六十円」に、「千二百三十円」を「千二百六十円」に改め、同項イベントホールに関する部分中「二千七百円」を「二千七百七十円」に、「三千五百九十円」を「三千六百九十円」に、「四千四百八十円」を「四千六百円」に、「六千二百九十円」を「六千四百六十円」に、「八千七十円」を「八千三百円」に、「一万七千七十円」を「一万千七十円」に、「千百二十円」を「千五百十円」に、「三千二百四十円」を「三千三百三十円」に、「四千三百円」を「四千四百二十円」に、「五千三百七十円」を「五千五百二十円」に、「七千五百四十円」を「七千七百五十円」に、「九千六百八十円」を「九千九百五十円」に、「一万二千九百二十円」を「一万三千二百八十円」に、「千三百四十円」を「千三百七十円」に、「六千六百四十円」を「六千八百二十円」に改め、同項控室に関する部分中「千六百五十円」を「千六百九十円」に、「二千百九十円」を「二千二百五十円」に、「二千七百四十円」を「二千八百十円」に、「三千八百四十円」を「三千九百四十円」に、「四千九百三十円」を「五千七十円」に、「六千五百八十円」を「六千七百六十円」に、「六百八十円」を「六百九十円」に改め、同項音楽室に関する部分中「七百二十円」を「七百七十円」を「千八百二十円」に、「二千三百五十円」を「二千四百十円」に、「二千九百四十円」を「三千二十円」に、「四千百二十円」を「四千二百三十円」に、「五千二百九十円」を「五千四百四十円」に、「七千六十円」を「七千二百六十円」に、「七百三十円」を「七百五十円」に、「二千百二十円」を「二千百八十円」に、「二千八百二十円」を「二千九百円」に、「三千五百二十円」を「三千六百二十円」に、「四千九百四十円」を「五千八十円」に、「六千三百四十円」を「六千五百二十円」に、「八千四百七十円」を「八千七十円」を「八百九十円」に、「千円」を「千二十円」に改め、同項キャンプ場に関する部分中「千二百円」を「千二百三十円」に、「九百四十円」を「九百六十円」に改める。

(山口県立美術館条例の一部改正)

第六条 山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「二万九百六十円」を「二万五千五百十円」に、「一万千三百十円」を「一万千四百四十円」に、「六百六十円」を「六百七十円」に、「三万二千八十円」を「三万千四百十円」に、「六百四十円」を「六百五十円」に改め、同表三の項中「六百円」を「六百十円」に、「九百円」を「九百二十円」に、「二千七百円」を「二千七百七十円」に、「五千四百円」を「五千五百五十円」に、「五百四十円」を「五百五十円」に改める。

(山口県山口宇部空港管理条例の一部改正)

第七条 山口県山口宇部空港管理条例(昭和五十四年山口県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(山口県セミナーパーク条例の一部改正)

第八条 山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「六千七百二十円」を「六千九百十円」に、「八千九百七十円」を「九千二百二十円」に、「一万四千十円」を「一万四千四百十円」に、「一万五千六百九十円」を「一万六千三百十円」に、「二万九千七百十円」を「三万五百四十円」に、「二千八百円」を「二千八百八十円」に、「一万三千四百五十円」を「一万三千八百三十円」に、「一万七千九百四十円」を「一万八千四百五十円」に、「二万八千三十円」を「二万八千八百三十円」に、「三万三千三百九十円」を「三万二千二百八十円」に、「五万九千四百三十円」を「六万千四百十円」に、「五千六百円」を「五千七百六十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に改め、同表二の項中「三千五十円」を「三千三百十円」に、「四千七十円」を「四千八十円」に、「六千三百七十円」を「六千五百五十円」に、「七千三十円」を「七千三百十円」に、「一万三千五百円」を「一万三千八百六十円」に、「千二百七十円」を「千三百円」に、「千八百八十円」に、「二千四百四十円」を「二千五百円」に、「三千八百二十円」を「三千九百二十円」に、「四千二百八十円」を「四千三百八十円」に、「八千四百円」を「八千三百円」に、「七百六十円」を「七百八十円」に、「千二百二十円」を「千二百五十円」に、「千六百三十円」を「千六百七十円」に、「二千五百四十円」を「二千六百十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百二十円」に、「五千四百円」を「五千五百三十円」に、

「五百円」を「五百十円」に、「六百十円」を「六百二十円」に、「八百十円」を「八百三十円」に、「千四百二十円」を「千四百五十円」に、「二千七百円」を「二千七百五十円」に、

「四百円」を「四百十円」に、「千三百四十円」を「千三百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に改め、同表四の項中「二千四百四十円」を「二千五百円」に、「三千二百六十円」を「三千三百五十円」に、「五千九十円」を「五千二百三十円」に、「五千

六百四十円」

六百四十円

四百十円

六百四十円

七百円」を「五千八百五十円」に、「一万七千八百十円」を「一万八千八十円」に、「千十円」を「千三十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に改め、同表五の項中「四千七百四十円」を「四千八百七十円」に、「六千三百二十円」を「六千五百円」に、「一万六千六十円」を「一万七千三百七十円」に、「千九百七十円」を「二千二十円」に改め、同表六の項中「三千四百八十円」を「三千五百七十円」に、「四千六百四十円」を「四千七百七十円」に、「八千三百十円」を「八千三百四十円」に、「千四百五十円」を「千四百九十円」に改め、同表七の項中「二千九百円」を「二千九百八十円」に、「三千八百七十円」を「三千九百八十円」に、「六千七百七十円」を「六千九百六十円」に、「千二百十円」を「千二百四十円」に改め、同表八の項中「七百四十円」を「七百六十円」に、「五百円」を「五百十円」に改め、同表九の項中「千四百六十円」を「千五百円」に、「二千七百七十円」を「二千八百四十円」に改め、同表十の項中「五千三百三十円」を「五千二百七十円」に、「六千八百五十円」を「七千四十円」に、「一万七百元」を「一万九百八十円」を「一万二千三百十円」に、「二万二千六百九十円」を「二万三千三百十円」に、「二千四百十円」を「七百十円」を「七百三十円」に改め、同表十一の項中「千九十円」を「千二百十円」に、「千四百五十円」を「千四百九十円」に、「九百十円」を「九百三十円」に、「二千二百八十円」を「二千三百四十円」に、「二千五百四十円」を「二千六百十円」に、「三千四百六十円」を「三千五百四十円」に、「四千八百三十円」を「四千九百五十円」に、「四百五十円」を「四百六十円」に改め、同表十二の項中「三千六百円」を「三千七百円」に、「四千八百十円」を「四千九百四十円」に、「三千円」を「三千八十円」に、「八千四百二十円」を「八千六百四十円」に、「一万四千四百二十円」を「一万七千七百二十円」に、「千五百円」を「千五百四十円」に、「九百五十円」を「九百七十円」に改め、同表十三の項中「千八百三十円」を「千八百八十円」に、「二千四百四十円」を「二千五百円」に、「千五百二十円」を「千五百六十円」に、「四千二百八十円」を「四千三百八十円」に、「五千八百十円」を「五千九百四十円」に、「七百六十円」を「七百八十円」に、「九百五十円」を「九百七十円」に改め、同表十四の項中「三千六百六十円」を「三千七百六十円」に、「四千八百九十円」を「五千二十円」に、「三千五十円」を「三千百三十円」に、「八千五百六十円」を「八千七百八十円」に、「一万六千二百円」を「一万九百十円」に、「千五百二十円」を「千五百六十円」に、「九百五十円」を「九百七十円」に改める。

(山口県国際総合センター条例の一部改正)

第九条 山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「十一万三千六百五十円」を「十一万六千九百円」に、「十四万二千八十円」を「十四万六千四百十円」に、「二十二

万七千三百三十円」を、「二十三万三千八百三十円」に、「三万二千二百六十円」を、「三万二千五百五十円」に、「五千二百四十円」に改め、同表二の項中、「二万九千九百六十円」を、「二万九千九百九十円」に、「五万二千九十円」を、「五万三千五百八十円」に、「七万二千八百九十円」を、「七万四千九百七十円」に、「十三万七千四百二十円」を、「十四万三千三百五十円」に、「一万八千八百六十円」を、「一万九千四百円」に、「三万九千五百五十円」を、「四万六千八百八十円」に、「六万六千六百七十円」を、「六万八千五百七十円」に、「八万五千三百三十円」を、「八万七千七百七十円」に、「十七万七千七百七十円」を、「十七万六千六百八十円」に、「二万三千六百五十円」を、「二万四千三百三十円」に、「五千二百五十円」を、「五千四百円」に改め、同表三の項中、「四万二千二百十円」を、「四万三千四百十円」に、「五万二千七百六十円」を、「五万四千二百六十円」に、「八万四千四百十円」を、「八万六千八百二十円」に、「一万九千四百十円」を、「一万九千六百十円」に改め、同表四の項中、「二万九千九百六十円」を、「二万九千九百九十円」に、「三万六千四百四十円」を、「五千二百五十円」を、「五千四百円」に改め、同表五の項中、「三千七百六十円」を、「三千八百七十円」に、「三万七十円」を、「三万九百三十円」に、「四千二百五十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表六の項中、「九百七十円」を、「千円」に、「七千七百五十円」を、「七千九百七十円」に、「千七十円」を、「千円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表七の項中

千円	を	千三百三十円
千円	を	千三百三十円

に、「八千七百七十円」を、「九千二十円」に、「千二百十円」を、「千二百四十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表八の項中、「二千五百円」を、「二千百十円」に、「一万六千四百十円」を、「一万六千八百八十円」に、「二千二百六十円」を、「二千三百二十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表九の項中、「千六百三十円」を、「千六百八十円」に、「一万三千五十円」を、「一万三千四百二十円」に、「千七百九十円」を、「千八百五十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表十の項中、「七百八十円」を、「八百円」に、「六千二百二十円」を、「六千四百円」に、「八百六十円」を、「八百八十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表十一の項中、「千三百五十円」を、「千三百九十円」に、「一万八千十円」を、「一万千二百十円」に、「千四百九十円」を、「千五百三十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表十二の項中、「二千四百五十円」を、「二千五百二十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表

十三の項中、「千二百円」を、「千五百円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改め、同表十四の項中、「八百四十円」を、「八百七十円」に、「六千七百三十円」を、「六千九百二十円」に、「九百三十円」を、「九百五十円」に、「五千円」を、「五千二百五十円」に改める。

別表第三の一の項中、「三百十円」を、「三百二十円」に、「六百十円」を、「六百三十円」に改める。

(山口県民文化ホール条例の一部改正)

第十条 山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中、「二万七千八百三十円」を、「二万八千六百二十円」に、「四万七千七百四十円」を、「四万二千九百三十円」に、「五万五千六百六十円」を、「五万七千二百五十円」に、「六万九千五百七十円」を、「七万五千五百五十円」に、「九万七千四百円」を、「十万百八十円」に、「十二万五千二百三十円」を、「十二万八千八百円」に、「一万三千九百十円」を、「一万四千三百円」に、「一万百円」を、「一万三百八十円」に改め、同表二の項中、「八千七百六十円」を、「九千十円」に、「一万三千百五十円」を、「一万三千五百二十円」に、「一万七千五百三十円」を、「一万八千三十円」に、「二万九千九十円」を、「二万二千五百三十円」に、「三万六百八十円」を、「三万五千五百五十円」に、「三万九千四百四十円」を、「四万五百六十円」に、「四千三百八十円」を、「一万百円」を、「一万三百八十円」に改め、同表三の項中、「九百十円」を、「九百三十円」に、「千二百三十円」を、「千二百六十円」に、「千五百五十円」を、「千五百九十円」に、「二千四百十円」を、「二千百九十円」に、「二千七百八十円」を、「二千八百五十円」に、「三千六百九十円」を、「三千七百八十円」に、「三百八十円」を、「三百九十円」に、「千二百二十円」を、「千二百五十円」に、「千六百五十円」を、「千六百九十円」に、「二千七十円」を、「二千百二十円」に、「二千八百七十円」を、「二千九百四十円」に、「三千七百二十円」を、「三千八百十円」に、「四千九百四十円」を、「五千六十円」に、「五百十円」を、「五百二十円」に改め、同表四の項中、「千三百二十円」を、「千三百五十円」に、「千七百八十円」を、「千八百三十円」に、「二千二百五十円」を、「二千三百十円」に、「三千百円」を、「三千百八十円」に、「四千三十円」を、「四千四百四十円」に、「五千三百五十円」を、「五千四百九十円」に、「五百六十円」を、「五百七十円」に改め、同表五の項中、「五百円」を、「五百十円」に、「一万百円」を、「一万三百八十円」に改め、同表十の項中、「五千五百円」を、「五千六百五十円」に、「七千四百三十円」を、「七千六百四十円」に、「九千三百五十円」を、「九千六百十円」に、「一万二千九百三十円」を、「一万三千二百九十円」に、「一万六千七百八十円」を、「一万七千二百五十円」に、「二万二千二百八十円」を、「二万二千九百円」に、「二千三百三十円」を、「二千三百九十円」に、「七千四百円」を、「七千六百十円」に改め、同表十一の項中、「一万五千九百円」を、「一万六千三百五十円」に、「二万四千四百六十円」を、「二万二千七十円」に、「二万七千三十円」を、「二万七千八百円」に、「三万七千三百六十円」を、「三万八千四百二十円」に、「四万八千四百九十円」を、「四万九千八百七十円」に、「六万四千

三百九十円」を「六万六千二百二十円」に、「六千七百五十円」を「六千九百四十円」に、「一万百円」を「一万三百八十円」に改め、同表十二の項中「五千七百円」を「五千八百六十円」に、「七千七百円」を「七千九百二十円」に、「九千七百円」を「九千九百七十円」に、「一万三千四百円」を「一万三千七百八十円」に、「一万七千四百円」を「一万七千八百九十円」に、「二万三千百円」を「二万三千七百五十円」に、「二千四百二十円」を「二千四百八十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同表十三の項中「七百十円」を「七百三十円」に、「千八百円」を「千八百五十円」に改め、同表十四の項中「七百十円」を「七百三十円」に、「五百円」を「五百十円」に、「一万百円」を「一万三百八十円」に改める。

(山口県健康づくりセンター条例の一部改正)

第十一条 山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「一万二千元」を「一万二千三百四十円」に、「一万六千元」を「一万六千四百五十円」に、「二万八千元」を「二万八千八百円」に、「五千元」を「五千四百四十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に改め、同表二の項中「四千二百円」を「四千三百二十円」に、「五千六百円」を「五千七百六十円」に、「九千八百円」を「一万八十円」に、

「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に改め、同表三の項中「千二百円」を「千二百三十円」に、

「千六百元」を「千六百四十円」に、「二千八百円」を「二千八百八十円」に、「五百円」を「五百十円」に、「千十円」を「千三十円」に改め、同表四の項中「六百元」を「六百十円」に、「八百円」を「八百二十円」に、「千四百円」を「千四百四十円」に、「千十円」を「千三十円」に改め、同表五の項中「三千元」を「三千八十円」に、「四千元」を「四千百十円」に、「七千元」を「七千二百円」に、「千三百円」を「千三百三十円」に、「千十円」を「千三十円」に改め、同表六の項中「五千四百円」を「五千五百五十円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に、「一万二千六百円」を「一万二千九百六十円」に、「二千三百円」を「二千三百六十円」に、「千十円」を「千三十円」に改め、同表七の項中「二千四百円」を「二千四百六十円」に、「三千二百円」を「三千二百九十円」に、「五千六百円」を「五千七百六十円」に、「千円」を「千二十円」に、「千十円」を「千三十円」に改める。

(一般海域の利用に関する条例の一部改正)

第十二条 一般海域の利用に関する条例(平成十年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「八十四円」を「八十六円四十銭」に、「九十四円五十銭」を「九十七円二十銭」に、「百十五円五十銭」を「百十八円八十銭」に、「五十二円五十銭」を「五十四円」に、「二十六円二十五銭」を「二十七円」に改め、同表の備考四中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(山口県芸術村条例の一部改正)

第十三条 山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「七千円」を「七千二百円」に、「一万五百円」を「一万八千円」に、「一万四千元」を「一万四千四百円」に、「一万五千七百五十円」を「一万六千二百円」に、「一万七千五百円」を「一万八千円」に、「二万四千五百円」を「二万五千二百円」に、「三万五千五百円」を「三万二千四百円」に、「三千五百円」を「三千六百元」に、「一万円」を「一万三百八十円」に改め、同表二の項中「二千二百円」を「二千二百六十円」に、「三千三百円」を「三千三百九十円」に、「四千四百円」を「四千五百二十円」に、「四千九百五十円」を「五千九十円」に、「五千五百円」を「五千六百五十円」に、「七千七百円」を「七千九百十円」に、「九千九百円」を「一万百七十円」に、「千円」を「千百三十円」に、「一万円」を「一万三百八十円」に改め、同表三の項中「三千二百円」を「三千二百九十円」に、「四千八百円」を「四千九百三十円」に、「六千四百円」を「六千五百八十円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「八千二百二十円」に、「一万二千二百円」を「一万五千五十円」に、「一万四千四百円」を「一万四千八百円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に、「二千七百円」を「二千七百七十円」に改め、同表四の項中「二千円」を「二千五十円」に、「二千七百円」を「二千七百七十円」に、「三千四百円」を「三千四百九十円」に、「三千八百三十円」を「三千九百三十円」に、「四千七百円」を「四千八百二十円」に、「六千円」を「六千二百六十円」に、「八千円」を「八千三百十円」に、「八百五十円」を「八百七十円」に、「千二百円」を「千二百三十円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に、「二千二百五十円」を「二千三百十円」に、「二千八百円」を「二千八百七十円」に、「三千六百元」を「三千六百九十円」に、「四千八百円」を「四千九百二十円」に、「五百円」を「五百十円」に改め、同表五の項中「四百円」を「四百十円」に、「五百円」を「五百十円」に、「五百九十円」を「六百円」に、「七百円」を「七百十円」に、「九百円」を「九百二十円」に、「千二百円」を「千二百二十円」に、「二千七百円」を「二千七百七十円」に改め、同表六の項中「七百円」を「七百二十円」に、「九百円」を「九百二十円」に、「千二百円」を「千二百三十円」に、「千三百五十円」を「千三百八十円」に、「千六百元」を「千六百四十円」に、「二千円」を「二千百五十円」

に、「二千八百円」を「二千八百七十円」に、「千円の」を「千三百円の」に改め、同表七の項中「三千四百円」を「三千四百九十円」に、「四千六百円」を「四千七百三十円」に、「五千八百円」を「五千九百六十円」に、「六千五百三十円」を「六千七百十円」に、「八千円」を「八千二百十円」に、「一万四百円」を「一万六百九十円」に、「一万三千八百円」を「一万四千八百十円」に、「千四百五十円」を「千四百九十円」に改め、同表八の項中「七百円」を「七百二十円」に、「九百円」を「九百二十円」に、「千二百円」を「千二百三十円」に、「千三百五十円」を「千三百八十円」に、「千六百円」を「千六百四十円」に、「二千円」を「二千五百十円」に、「二千八百円」を「二千八百七十円」に、「四百円」を「四百十円」に、「五百円」を「五百十円」に、「八百十円」を「八百三十円」に改め、同表九の項中「四百円」を「四百十円」に、「四百五十円」を「四百六十円」に、「七百円」を「七百十円」に、「九百円」を「九百十円」に改め、同表十の項中「四百円」を「四百十円」に、「四百五十円」を「四百六十円」に、「七百円」を「七百十円」に、「九百円」を「九百十円」に、「六百五十円」を「六百六十円」に改め、同表十一の項中「三千七百円」を「三千八百円」に、「三千二百円」を「三千二百九十円」に、「三千円」を「三千八十円」に、「三千六百元」を「三千七百円」に、「三千四百円」を「三千四百九十円」に改める。

(山口県民芸術文化ホール条例の一部改正)

第十四条 山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「一万八千円」を「一万八千五百十円」に、「二万七千円」を「二万七千七百七十円」に、「三万六千円」を「三万七千二百十円」に、「四万五千元」を「四万六千二百八十円」に、「六万三千元」を「六万四千七百九十円」に、「八万円」を「八万三千三百円」に、「九千元」を「九千二百五十円」に、「一万五千三百円」を「一万五千七百三十円」に改め、同表二の項中

<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">七百元</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">九百元</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">千百元</td></tr> </table>	七百元	九百元	千百元	を	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">七百元</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">九百二十円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">千百三十円</td></tr> </table>	七百元	九百二十円	千百三十円	に、「千六百元」を「千六百四十円」に、「二千円」を「二千五十円」に、
七百元									
九百元									
千百元									
七百元									
九百二十円									
千百三十円									

「二千七百円」を「二千七百七十円」に、	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">五百円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">六百元</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">八百円</td></tr> </table>	五百円	六百元	八百円	を	<table border="0"> <tr><td style="text-align: right;">五百十円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">六百十円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">八百二十円</td></tr> </table>	五百十円	六百十円	八百二十円	に、「千四百円」を「千四百三十
五百円										
六百元										
八百円										
五百十円										
六百十円										
八百二十円										

千
百
円

千
百
二
十
円

円」に、「千九百円」を「千九百四十円」に改め、同表三の項中、「三千四百円」を「三千四百九十円」に、「四千五百円」を「四千六百二十円」に、「五千七百円」を「五千八百六十円」に、「七千九百円」を「八千百十円」に、「一万二百円」を「一万四百八十円」に、「一万三千六百円」を「一万三千九百七十円」に、「千四百二十円」を「千四百六十円」に、「千五百円」を「千五百四十円」に改め、同表五の項中、「四千百円」を「四千二百十円」に、「五千五百円」を「五千六百五十円」に、「六千九百円」を「七千九十円」に、「九千六百円」を「九千八百六十円」に、「一万二千四百円」を「一万二千七百四十円」に、「一万六千五百円」を「一万六千九百五十円」に、「千七百二十円」を「千七百六十円」に改め、同表六の項中、「千三百円」を「千三百三十円」に、「千七百円」を

「千七百四十円」に、「二千二百円」を「二千二百六十円」に、「三千円」を「三千七十円」に、「三千九百円」を「四千元」

に、「五千二百円」を「五千三百三十円」に、「五百五十円」を「五百六十円」に、

九百円
千二百円

を

九百二十円
千二百三十円

に、「千五百円」を「千五百四十円」に、「二千百円」を「二千百五十円」に、「二千七百円」を「二千七百七十円」に、「三千六百円」を「三千六百九十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、「四百円」を「四百十円」に、

五百円	五百十円
七百元	七百十円
九百元	九百二十円
千二百円	千二百二十円

を

に、「千二百円」を「千二百三十円」に改める。

(山口県漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正)

第十五条 山口県漁港土砂採取料等徴収条例(平成十二年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「八十四円」を「八十六円四十銭」に、「九十四円五十銭」を「九十七円二十銭」に、「百十五円五十銭」を「百十八円八十銭」に、「五十二円五十銭」を「五十四円」に、「二十六円二十五銭」を「二十七円」に改め、同表の備考五中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(山口県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第十六条 山口県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「1.05」を「1.08」に改め、同表二の項中「六千九十円」を「六千二百六十円」に改める。

別表第二の備考五中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表第三の一の項中「八十四円」を「八十六円四十銭」に、「九十四円五十銭」を「九十七円二十銭」に、「百十五円五十銭」を「百十八円八十銭」に、「五十二円五十銭」を「五十四円」に、「二十六円二十五銭」を「二十七円」に改める。

(山口県港湾占用料等徴収条例の一部改正)

第十七条 山口県港湾占用料等徴収条例(平成十二年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「八十四円」を「八十六円四十銭」に、「九十四円五十銭」を「九十七円二十銭」に、「百十五円五十銭」を「百十八円八十銭」に、「五十二円五十銭」を「五十四円」に、「二十六円二十五銭」を「二十七円」に改め、同表の備考五中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(山口県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第十八条 山口県海岸占用料等徴収条例(平成十二年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「八十四円」を「八十六円四十銭」に、「九十四円五十銭」を「九十七円二十銭」に、「百十五円五十銭」を「百十八円八十銭」に、「五十二円五十銭」を「五十四円」に、「二十六円二十五銭」を「二十七円」に改め、同表の備考五中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

(砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例の一部改正)

第十九条 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例(平成十五年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表の備考五中「一・五」を「一・八」に改める。

(山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部改正)

第二十条 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一山口県立おのだサッカー交流公園の項サッカー場に関する部分中、「三千二百円」を、「三千二百九十円」に、「四千四百八十円」を「四千六百円」に、「二千五百六十円」を、「二千六百三十円」に、「四千八百円」を、「四千九百三十円」に、「九千六百円」を、「九千八百六十円」に、「千九百二十円」を、「千九百七十円」に、「二万五千六百円」を、「二万六千三百三十円」に、「三万五千八百四十円」を、「三万六千八百六十円」に、「二万四千八十円」を、「二万四千六十円」に、「二万四千八十円」を、「二万四千六十円」に、「三万八千四百円」を、「三万九千四百九十円」に、「七万六千八百円」を「七万八千九百八十円」に、「一万五千三百六十円」を、「一万五千七百九十円」に、「八百円」を、「八百二十円」に改め、同項多目的スポーツ広場に関する部分中、「四千二百五十円」を、「四千三百七十円」に、「五千九百五十円」を、「六千二百円」に、「三千四百円」を、「三千四百九十円」に、「六千三百七十円」を、「六千五百五十円」に、「一万二千七百五十円」を、「一万三千百円」に、「二千五百五十円」を「二千六百二十円」に、「三万四千円」を、「三万四千九百七十円」に、「四万七千六百円」を、「四万八千九百六十円」に、「二万七千二百円」を、「二万七千九百七十円」に、「五万円」を、「五万二千四百五十円」に、「十万二千円」を、「十万四千九百円」に、「二万四百円」を「二万九百八十円」に、「八百円」を、「八百二十円」に改め、同表山口県立下関武道館の項大道場に関する部分中、「六千八百七十円」を、「七千六十円」に、「四千五百八十円」を、「四千七百十円」に、「五千七百二十円」を、「五千八百八十円」に、「八千五百八十円」を、「八千八百二十円」に、「一万六千三十円」を、「一万六千四百八十円」に、「三千四百三十円」を、「三千五百二十円」に、「五万四千九百六十円」を「五万六千五百三十円」に、「三万六千六百四十円」を、「三万七千六百八十円」に、「四万五千八百円」を、「四万七千百円」に、「六万八千七百円」を、「七万六千六十円」に、「十二万八千二百四十円」を、「十三万八千九百九十円」に、「二万七千四百八十円」を、「二万八千二百六十円」に、「二千七百七十円」を、「二千八百四十円」に、「千二百円」を、「千二百三十円」に改め、同項柔道場及び剣道場に関する部分中、「二千四百六十円」を、「二千五百三十円」に、「千六百四十円」を、「千六百八十円」に、「二千五十円」を、「二千百円」に、「三千七十円」を「三千百五十円」に、「五千七百四十円」を、「五千八百九十円」に、「千二百三十円」を、「千二百六十円」に、「一万九千六百八十円」を「二万二千四十円」に、「一万三千百二十円」を、「一万三千四百九十円」に、「一万六千四百円」を、「一万六千八百六十円」に、「二万四千六百円」を、「二万五千三百円」に、「四万五千九百二十円」を、「四万七千二百二十円」に、「九千八百四十円」を、「一万百二十円」に改め、同項弓道場に関する部分中、「二千四百円」を、「二千四百六十円」に、「千六百円」を、「千六百四十円」に、

「二千円」を「二千五十円」に、「三千円」を「三千八十円」に、「五千六百元」を「五千七百四十円」に、「

千二百円

を「千二百三十円」に、「一万九千二百円」を「一万九千七百四十円」に、「一万二千八百円」を「一万三千百六十円」に、

「一万六千円」を「一万六千四百五十円」に、「二万四千元」を「二万四千六百八十円」に、「四万四千八百円」を「四万六千六十円」に、

「九千六百元」を「九千八百七十円」に改め、同項相撲場に関する部分中「千五百六十円」を「千六百元」に、「千四十円」を「千六十円」

に、「千三百円」を「千三百三十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「三千六百四十円」を「三千七百二十円」に、「七百八十円」

を「八百円」に、「一万二千四百八十円」を「一万二千八百三十円」に、「八千三百二十円」を「八千五百五十円」に、「一万四百円」を

「一万六千九十円」に、「一万五千六百元」を「一万六千四十円」に、「二万九千九百二十円」を「二万九千九百三十円」に、「六千二百四十

円」を「六千四百十円」に改め、同項会議室に関する部分中「四百四十円」を「四百五十円」に改め、同表山口県スポーツ交流村の項体育館

に関する部分中「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「五千三百円」を「五千四百五十円」に、「六千六百二十円」を「六千八百円」

に、「九千二百七十円」を「九千五百三十円」に、「一万二千二百五十円」を「千六百六十

円」を「千七百円」に、「一万五千九百円」を「一万六千三百五十円」に、「二

万六千五百円」を「二万七千二百五十円」に、「三万七千円」を「三万八千五百十

円」を「六万三千六百十円」に、「六万五千四百円」を「六万七千七百円」を

「四万九千五十円」に、「六千六百四十円」を「六千八百二十円」に、「三万八千八百円」を「三万二千七百円」に、

「四万二千四百円」を「四万三千六百十円」に、「五万三千元」を「五万四千五百十円」に、「七万四千二百十円」を「七万六千三百十円」

に、「十二万七千二百二十円」を「十三万八千二百十円」に、「九万五千四百十円」を「九万八千二百十円」に、「一万三千二百九十円」を

「一万三千六百六十円」に、「七千九百五十円」を「八千七百十円」に、「一万六百元」を「一万九百円」に、「一万三千二百五十円」を

「一万六千六十円」に、「七千九百五十円」を「八千七百十円」に、「一万六百元」を「一万九百円」に、「一万三千二百五十円」を

「一万六千六十円」に、「七千九百五十円」を「八千七百十円」に、「一万六百元」を「一万九百円」に、「一万三千二百五十円」を

「一万六千六十円」に、「七千九百五十円」を「八千七百十円」に、「一万六百元」を「一万九百円」に、「一万三千二百五十円」を

「一万三千六百二十円」に、
 一万八千五百五十円
 三万千八百円
 を
 一万九千七十円
 三万二千六百九十円
 に、「二万三千八百五十円」を、「二万四千五百

二十円」に、「三千三百二十円」を、「三千四百十円」に、
 六万三千六十円
 を
 六万五千四百二十円
 に、「八万四千八

百十円」を、「八万七千二百三十円」に、「十万六千十円」を、「十万九千三十円」に、「十四万八千四百二十円」を、「十五万二千六百五十円」
 に、「二十五万四千四百四十円」を、「二十六万千六百八十円」に、「十九万八千三百三十円」を、「十九万六千二百六十円」に、「二万六千五百八
 十円」を、「二万七千三百三十円」に、「六百六十円」を、「六百七十円」に改め、同項屋内プールに関する部分中、「五百五十円」を、「五百
 六十円」に改め、同項研修室に関する部分中、「八百八十円」を、「九百円」に改め、同項艇置場に関する部分中、「年六万円」を、「年六万七千七
 十円」に、「五百円」を、「五百十円」に改め、同項ヨットに関する部分中、「六百六十円」を、「六百七十円」に改め、同項宿泊室に関する部分
 中、「千四百二十円」を、「千四百六十円」に改める。

(山口県フラワード条例の一部改正)

第二十一条 山口県フラワード条例(平成十七年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「千七十円」を、「千百円」に、「千四百二十円」を、「千四百六十円」に、「千七百八十円」を、「千八百三十円」に、
 「二千四百九十円」を、「二千五百六十円」に、「三千二百円」を、「三千二百九十円」に、「四千二百七十円」を、「四千三百九十円」に、「五
 百三十円」を、「五百四十円」に改め、同表二の項中「四百四十円」を、「四百五十円」に、「五百五十円」を、「五百六十円」に、「七百七十
 円」を、「七百八十円」に、「九百九十円」を、「千十円」に、「千三百二十円」を、「千三百四十円」に改め、同表三の項中「四百五十円」を
 「四百六十円」に、「五百六十円」を、「五百七十円」に、「七百九十円」を、「八百円」に、「千十円」を、「千三十円」に、「千三百五十円」
 を、「千三百七十円」に改め、同表四の項中「千百八十円」を、「千二百十円」に、「千五百八十円」を、「千六百二十円」に、「千九百七十円」
 を、「二千二十円」に、「二千七百六十円」を、「二千八百三十円」に、「三千五百五十円」を、「三千六百四十円」に、「四千七百三十円」を
 「四千八百五十円」に、「五百九十円」を、「六百円」に改める。

別表第二中「
 千円」を「
 千二十円」に、「五百円」を、「五百十円」に、「二千円」を、「二千五十
 円」に、「四百円」を、「四百十円」に改める。

(山口県防災センター条例の一部改正)

第二十二條 山口県防災センター条例(平成二十年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「六百五十円」を「六百六十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の3の表六の項特定住宅用地認定申請手数料に関する部分の改正規定(「四万七千円」を「四万七千二百二十円」に改める部分を除く。)、同項譲渡予定価額審査手数料に関する部分の改正規定(「四万三千元」を「四万三千二百二十円」に改める部分を除く。)及び同条例別表第一の4の表十五の項の改正規定(

「建築物環境衛生一般
管理業者

一件につき

四万五千元

を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に停留している航空機の当該停留に係る停留料については、第七条の規定による改正後の山口県山口宇部空港管理条例例第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十一号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の9の表一の項の備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5の前に次のように加える。

4 1から3までに定めるもののほか、授業料(専攻科に係るものを除く。)及び受講料のうち高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図る観点から徴収しないことが相当と認められる額として知事が別に定める額については、これを徴収しないものとする。

別表第一の9の表一の三の項の備考2を次のように改める。

2 一の項の備考1から4までは、後期課程の授業料について準用する。

別表第一の9の表一の三の項の備考中3を削り、4を3とする。

別表第二の一の項中	「一般旅券の記載事項 の訂正	一件につき	二百円 を削る。
-----------	-------------------	-------	-------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年三月三十一日に高等学校又は中等教育学校後期課程に在学し、引き続き在学する者に係る授業料(専攻科に係るものを除く。)及び受講料の徴収については、改正後の山口県使用料手数料条例別表第一の9の表一の項及び一の三の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山口県道路占用料徴収条例(昭和二十九年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

法第三十 二条第一 項に掲げ る工事に 関係する 物件												占 用 物 件			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第一種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第一種電柱	第一種電柱	単 位	占 用 物 件 の 所 在 地		
年一個につき一	占用面積一平 方メートルに つき一年	年一個につき一	長さ一メー ートルにつき一 年	年一本につき一										甲 地	乙 地
七七〇円	一三〇円	三八〇円	二円	四円	三九円	八五〇円	六二〇円	三九〇円	九〇〇円	六六〇円	四三〇円				
六四〇円	一九〇円	三二〇円	二円	三元	三三元	七〇〇円	五一〇円	三二〇円	七四〇円	五五〇円	三六〇円				
五六〇円	一七〇円	二七〇円	二円	三元	二八円	六二〇円	四五〇円	二八〇円	六五〇円	四八〇円	三一〇円				

階数が一のもの	法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十条第二項に掲げる物件										郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの
		外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年			
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	七七〇円	四六〇円	一三〇円	一六〇円	九三円	七〇円	四六円	三五円	二三円	一六円	七七〇円	一、九〇〇円	三二〇円	
	六四〇円	三八〇円	一九〇円	一三〇円	七六円	五七円	三八円	二九円	一九円	一三円	六四〇円	一、一〇〇円	二七〇円	
	五六〇円	三四〇円	一七〇円	一二〇円	六七円	五〇円	三四円	二五円	一七円	一二円	五六〇円	七六〇円	二四〇円	

道の令(昭和三十九年政令第七十号)「道路法」に於ておとすに依りて				法第三十條第二項に掲げる施設				法第三十條第五項に掲げる施設				
幕(令第一)	旗ざお		標識	看板(アーチ)であるものを除く。		その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室	
	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その他のもの	一時的に設けるもの						階数が三以上のもの	階数が二のもの
祭礼、縁日その他の催しに際	その面積一平	月一本につき一	日一本につき一	年一本につき一	表示面積一平につき一年	表示面積一平につき一月	占有面積一平につき一月	占有面積一平につき一日	占有面積一平につき一年			
	一九〇円	一九円	一九円	六二〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九〇円	一九円	七七〇円	五六〇円	九三〇円	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
	一一〇円	一一円	一一円	五二〇円	一、一〇〇円	一一〇円	一一〇円	一一円	六四〇円	三三〇円	五三〇円	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
	七六円	八円	八円	四五〇円	七六〇円	七六円	七六円	八円	五六〇円	二二〇円	三八〇円	

令第七号に掲げる施設		令第八号に掲げる施設			令第七号第六号に掲げる施設		令第七号第四号に掲げる工事用材料		令第七号第三号に掲げる施設		令第七号第二号に掲げる工作物			令第七号第一号に掲げる物件	
建築物		その他のもの	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの							アーチ		七条第四号に掲げる工事用施設であつて、そのものを除く。		七条第四号に掲げるもの
					占用面積一平方メートルにつき一月		占用面積一平方メートルにつき一年				一基につき一月		その面積一平方メートルにつき一月		平方メートルにつき一日
Aに〇・〇一	Aに〇・〇一 六を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額		Aに〇・〇二八を乗じて得た額		Aに〇・〇二八を乗じて得た額		七七〇円	九三〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九円
Aに〇・〇一	Aに〇・〇一 七を乗じて得た額						Aに〇・〇一七を乗じて得た額		Aに〇・〇一七を乗じて得た額		六四〇円	五三〇円	一、一〇〇円	一一〇円	一一円
Aに〇・〇一	Aに〇・〇二 額を乗じて得た額						Aに〇・〇二額を乗じて得た額		Aに〇・〇二額を乗じて得た額		五六〇円	三八〇円	七六〇円	七六円	八円

令第七条第十号に掲げる施設			令第七条第十二号に掲げる器具			令第七条第十号に掲げる建築物			令第七条第十号に掲げる施設		
その他のもの			トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)(の路面下に設けるもの			トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			その他のもの		
上空に設けるもの			トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)(の路面下に設けるもの			トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			その他のもの		
その他のもの			トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)(の路面下に設けるもの			トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			その他のもの		
占用面積一平方メートルにつき一年											
Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額		
Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額		
Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額		
Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額		
Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二八を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額		
Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額			Aに〇・〇二を乗じて得た額		

別表の備考中七を八とし、六を七とし、同備考五中「第七条第九号及び第十号」を「第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号」に改め、同備考中五を六とし、一から四までを二から五までとし、二の前に次のように加える。

一 占有物件の所在地の区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

イ 甲地 宇部市、防府市、下松市、光市及び玖珂郡和木町の区域をいう。

ロ 乙地 下関市、山口市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市並びに熊毛郡田布施町及び平生町の区域をいう。

ハ 丙地 甲地及び乙地以外の区域をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項又は第三項の許可を受けて設置されている同法第四十条第一項に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第一項の規定により算定した占用料の額(以下「新占用料額」という。)が改正前の山口県道路占用料徴収条例第二条第一項の規定により算定した占用料の額に百分の百二十を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第二条第一項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十三号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例(昭和六十年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中山口県妊婦健康診査支援基金の項、山口県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別基金の項、山口県障害者自立支援対策臨時特別基金の項及び山口県県民活動促進基金の項を削り、山口県緊急雇用創出事業臨時特別基金の項の次に次のように加える。

<p>山口県農業構造改革支援基金</p>	<p>農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>
----------------------	--	---

附 則

この条例は、平成二十六年三月三十一日から施行する。ただし、別表中山口県民活動促進基金の項を削り、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十四号

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万分の八」を「十万分の四十四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十五号

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例（平成十九年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を次のように改める。

次に掲げる事務を行わせるため、審議会を置く。

一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項各号に掲げる事務

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 山口県子育て文化審議会は、第十七条第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）の施行の日前においても、改正法附則第九条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができることとされた改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務を行うことができる。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 指定共同生活介護（第三十八条―第四十二条）」を「第七章 削除」に、「第十三章 指定共同生活援助（第五十八条・第五十九条）」を「第十三章 指定共同生活援助（第五十八条―第五十九条）」に改める。

第十三章の二 外部サービス利用型指定共同生活援助（第五十九条の二・第五十九条の三）」に改める。

第四条第一項中「第七章から第十三章まで」を「第八章から第十三章の二まで」に改める。
 第五条第二項中「であつて常時介護を要する障害者」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するもの」に改める。

第三十三条中「、第六条、第八条」を「から第八条まで」に改め、「除く。」の下に「、第十八条」を加える。

第三十五条第一項中「及び第五十八条に規定する指定共同生活援助の事業を行う者」を削る。

第三十六条第二項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第三十八条から第四十二条まで 削除

第五十八条中「以下」を「次章に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。以下この章において」に改め、「相談」の下に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（従業者）

第五十八条の二 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）には、規則で定める員数の世話人、生活支援員及びサービス管理責任者を置かなければならない。

2 指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第五十八条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。
(設備)

第五十八条の四 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所によりサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所には、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。）を除く。）を設けなければならない。

3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

第五十九条中「及び第七章（第三十八条及び第四十二条を除く。）」を削り、同条後段を削る。

第十三章の次に次の一章を加える。

第十三章の二 外部サービス利用型指定共同生活援助

(外部サービス利用型指定共同生活援助の原則)

第五十九条の二 外部サービス利用型指定共同生活援助（共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）であつて、当該指定共同生活援助の事業が行われる事業所の従業者により行われる当該指定共同生活援助に係る計画（以下「外部サービス利用型共同生活援助計画」という。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（以下「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助の事業を行う者が委託する指定居宅介護の事業を行う者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び

精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第五十九条の三 第二章（第五条から第八条まで及び第十一条を除く。）、第二十条から第二十二条まで及び前章（第五十八条及び第五十九条を除く。）の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称」と、第五十八条の二第一項中「世話人、生活支援員」とあるのは「基本サービスの提供に当たる世話人」と読み替えるものとする。

附則第五項中「第四十一条第一項（第五十九条）」を「第五十八条の四第一項（第五十九条の三）」に、「指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）」を「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年山口県条例第十六号）」による改正前の第七章に規定する指定共同生活介護の事業又は同条例による改正前の第十三章に規定する指定共同生活援助の事業」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）、第七章に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所については、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）、第十三章に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十三章に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、改正後の条例第十三章の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県条例第十七号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次の一号を加える。

五 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等で同条第一項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となつたもの

第九条第三項第四号中「同条第三項第三号」の下に「若しくは第五号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県条例第十八号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県条例第十九号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「使用量（）」を「水量（）」に改める。

第十九条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 使用料金 前号に定める水量に対応する使用量

第十九条第二項に次の一号を加える。

四 特定使用料金 前号に定める水量に対応する使用量

第二十条中「その翌月の二十日」を「管理者が定める日」に改める。

別表第二周南工業用水道の項及び向道・川上工業用水道の項を次のように改める。

周南工業用水道		使用料金		基本料金	
特定使用料金	特定料金	第四種	第二種	第四種	第二種
それぞれの使用料金の料率	それぞれの基本料金の料率	六十銭	一円十銭	六円六十銭	二十五円八十銭

山口県知事 村岡嗣政

向道・川上工業用水道

特定使用料金	特定料金	使用料金			基本料金		
		第四種	第二種	第一種	第四種	第二種	第一種
それぞれの使用料金の料率	それぞれの基本料金の料率	二十銭	七十銭	二十銭	四円九十銭	五円九十銭	四円七十銭

別表第二佐波川工業用水道の項中「十三円七十銭」を「十三円五十銭」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県条例第二十号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

山口県知事 村岡 嗣 政

別表第五の一級の項中「周防大島町立和田小学校」を削る。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県条例第二十一号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立徳山北高等学校の項及び山口県立佐波高等学校の項を削る。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。